

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 元 年 7 月 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和元年7月2日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○田畑議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、4番、福山晴美議員、7番、福岡進二議員、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、4番、福山晴美議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 皆さん、おはようございます。

4番、福山晴美です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

今回は交差点の安全対策についてと、市民プールの運営について、市民の生涯学習活動についての3点であります。

最近、交通事故が多発しており、その事故がたくさんの人を巻き込んでいます。5月に起きた大津市の事故も本当に痛ましく、園児がお散歩に行く途中、信号待ちをしていたところに、車同士の事故に巻き込まれました。交通ルールを守り、信号待ちをしていたところに飛び込んできたわけです。車の運転をしたドライバーの不注意であるのはもちろんのことですが、このことにより大切な命を奪うことになりました。けがを負った子供たちにとっても、その事故により生活が一転し、以前の

生活に戻るのには長い年月がかかると言われています。本当につらくて悲しいことでもあります。

事故は突然やってきます。そのたびに何か対策ができないのかと思うのは私だけではないと思います。交差点に防護柵というのは難しいと思うのですが、何か安全対策はないのかと、対策をしなければならないのではないかと考えてしまいます。でも、一番大事なのは、ハンドルを握っている私たちドライバーであります。今まで以上に、一人一人が気を使いながら運転をしていきたいものであります。

そこでお聞きします。交差点の安全対策についてです。

1 点目、何か基準というのはあるのか。

2 点目、防護柵などで車を飛び込まないようにできないのか。

3 点目、今後の対策についてお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 皆さん、おはようございます。

福山議員ご質問の1番目、交差点の安全対策についてお答えいたします。

このたびの滋賀県大津市の交差点で信号待ちをしていた園児が、直進車と右折車の接触事故に巻き添えになり亡くなりました。大変痛ましい事故であり、ご遺族の方のご心痛ははかり知れないものであると思います。

なお、今回の事故も含め、園児、児童生徒が交通事故に遭遇することはドライバーの過失が大半であると思われ、運転マナーの向上と余裕を持った安全運転に心がけてほしいと期待しています。

まず1点目、安全対策の基準はあるのかについてお答えいたします。

道路法で定められた道路構造令には、車両の路外などへの逸脱により路外対向車線、歩道等の第三者などに人的被害を与えるおそれのある区間、その他道路の線形条件、気象条件等により必要となる区間においては、道路及び交通の状況に応じて、原則として車両用防護柵を設けるものとする」と記述されております。

また、防護柵の設置基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）には、第三者への人的被害を防止する目的として、車両用防護柵を設置する区間として、1、車両の路外への逸脱による二次被害の防止を目的として路側に設置する区間、例えば、立体交差する鉄道や他道路に進入するおそれのある区間、2、車両の対向車線への逸脱による二次被害の防止を目的として分離帯に設置する区間、例えば、高速自動車国道、自動車専用道路などです。3、車両の歩道、自転車道等への逸脱による二

次被害の防止を目的として、歩道等と車道との境界に設置する区間と記述されております。

いずれの文献にも交差点内に車両用防護柵の設置を義務づけた記述はありませんが、さきに述べました防護策の設置基準・同解説の3、車両の歩道、自転車道等への逸脱による二次被害の防止を目的として、歩道等と車道との境界に設置する区間が該当するものと考えております。

次に、2点目、防護柵などで車を飛び込まないようにできないのかについてですが、交差点には、横断歩道、自転車横断帯、信号機、標識、植樹帯など道路環境に関係するさまざまな施設があります。また、道路に隣接する民地、例えば、コンビニ、ガソリンスタンド、飲食店などの利用状況によって、乗り入れの位置や大きさなどもさまざまであります。

交差点内の歩道に防護柵を設置することは、周辺環境により大変難しい状況でありますので、それぞれの交差点ごとに、警察、道路管理者、国・県・市などと隣接者との協議により個別に対応していくことになると考えております。

次に3点目、今後の対応についてですが、国土交通省から令和元年5月13日付で、園児等の移動経路における交通安全の確保については、道路管理者と警察による合同点検を実施するとともに、保育園や幼稚園等の幼児等の安全を図る対策の必要性等を警察と協議して検討を実施されたい。同じく、6月18日付で、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保については、対象施設、幼稚園、保育所、認定こども園等が抽出した危険箇所について、対象施設関係者、所管機関、対象施設を所管、または担当する機関、道路管理者、地元警察が合同で点検すること、点検実施後、これらの関係機関で協議し、対策必要箇所における対策案の検討及び実施を関係機関だけでなく、地域の関係者や学校関係者等にも適宜参画いただき、より効果的な対策となるよう留意することと通知が来ています。

当市におきましては、平成24年4月に、京都府亀岡市で起こった登校中の児童等の列に車両が突っ込み死傷した事故などを受けて、教育委員会では児童生徒が安全に通学できるよう緊急合同点検を実施しました。その後も継続して、毎年夏休み期間中に道路管理者である市事業部、那賀振興局建設部や岩出警察署、学校関係者等と連携を図り、危険箇所の改善に努めております。ことしは7月4日と5日に予定してございます。

このたびの通知を受けて、新たな点検箇所の依頼があれば、今までと同様に関係者による合同点検を実施し、対策必要箇所における対策案の検討を行い、実施して

まいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 岩出市内でも、時折、子供たちがお散歩している姿とか見かけることがあるんですけども、そんなときは、本当に子供たちの無邪気な笑顔、それと反対というか、それを見守る保育士さんについては、本当に真剣な表情で子供たちを守って、そうして散歩されているわけです。

岩出市においても、こういうふうにも未就学児です。保育所、こども園、幼稚園児が、日常的に集団で散歩などしているところがあるのでしょうか。

それから、もう1点、教育委員会では、平成24年から合同で安全点検をしていますが、市道関係でいいので、過去に点検を行った箇所、また、その点検を踏まえて対策した箇所及び内容について御答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福山議員の未就学児が日常的に集団で散歩していますかという問いについてお答えいたします。

市内4保育所、3こども園、2幼稚園に確認しましたが、日常的に散歩しているコースというのは特にございませませんが、月に二、三回程度、園外活動を実施しておるといふことをございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

市道で合同点検を行った箇所をございますが、平成24年度は9カ所、平成25年度、8カ所、平成26年度、9カ所、平成27年度、16カ所、平成28年度、7カ所、平成29年度、6カ所、平成30年度、7カ所を実施してございます。令和元年度は7カ所予定をしてございます。

また、対策を行った箇所につきましては、平成24年度、9カ所、平成25年度、7カ所、26年度、9カ所、27年度、13カ所、28年度、5カ所、29年度、5カ所、平成30年度、7カ所で、対策した内容につきましては、防護柵の設置、路面標示、注意喚起標識の設置、側溝へのふたかけなどを実施してございます。

なお、市道山西国分線の歩道設置や交差点の改良は、現在も事業中でございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長　これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員　続きまして、2点目、市民プールの運営についてです。

1番目、市民プールの運営について質問いたします。

堀口プールと東公園プールの老朽化に伴い、2つのプールを廃止して、今回、総合体育館の南側駐車場に新しいプールが完成し、使用開始されました。トレーニングルームについては、新しいトレーニング機器を取りそろえ、2月からオープンし、たくさんの方が利用され、多くの喜びの声を聞いています。

先日、プール施設内覧会に行ったとき、利用されている方が、ここに来ると健康にもいいんだけど、友達ができて本当に来るのが楽しみなんです。いい居場所づくりになっているんですと言って、笑顔で話してくれたのがとても印象に残りました。

7月1日から新プールがオープンになって、市内の子供たちも本当に楽しみにしていたことだと思います。今回は、過去の事故を繰り返さないためにも、新プールのオープンをどのようにして迎えたのか、何点か質問したいと思います。

まず、事故を起こさない、起こさせないために、基本的に必要なものはプールの安全管理マニュアルであります。安全な運営をしていくためのロードマップとなるものですので、マニュアルに書いてあることは忠実に実行することが求められるということは言うまでもありません。

堀口プールと東公園プールのときは、そのプールに合わせた安全管理マニュアルが作成されていたと思いますが、今回の新しいプールは、旧プールとは、形状も含めていろんな部分で違いがあると思います。したがって、過去の管理マニュアルから新しいプールに合ったマニュアルに見直し、新しいマニュアルに基づいて管理していくことが求められます。

安全管理マニュアルについて見直しを行ったかどうか。また、見直しを行ったのであれば、どのような点を見直したのか、具体的にお聞きします。

次に、監視体制であります。

プールの面積等に余り違いはないと思いますが、形状が変わったことにより監視員がどこに立って、どの場所を監視するのか、当然変更があるものと考えますが、この点についても、どのような監視体制を構築しているのか、具体的にお答えください。

どのようにすばらしいマニュアルがあっても、それを実行するのは人間、人であ

ります。絵に描いたもちにしては何もなりません。監視員として必要人数を募集していることとは思いますが、マニュアルを読むだけでは徹底した管理体制は構築できません。オープンまでの間に監視員に対する徹底した研修が必要であったと考えますが、この点についてどのような研修を行ってきたのか、お聞きいたします。

次に2番目、旧プールの活用について質問いたします。

今回質問したいのは、旧プール跡地の活用についてであります。というのは、市民の方々から、あの跡、どうするんよという声をよく聞いたりしていたのですが、堀口プールについては、交通公園等の公園機能は残して、災害時の一時避難所となる防災公園としての整備をするということですので、一日も早い完成をお願いしたいものであります。

ただ、東公園プールについては、今回お話がなかったのですが、恐らく検討されていることと思います。今後の活用方法として、施設を壊して新しい施設をつくることも1つですが、極端な言い方をすれば、市財政を考慮して、民間等に貸し出して収入を得るというのも1つの方法と考えますが、現段階において活用方法を考えていることがあればお答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 福山議員の市民プールの運営につきまして、1点目、新プールの運営体制についてお答えいたします。

市民プールにつきましては、堀口プール、東公園プールの老朽化等により廃止し、総合体育館南側の駐車場に新しい市民プールを建設してございます。7月1日からオープンいたしました。

1点目、新プールの運営体制についてですが、議員のご質問にもありましたが、新プールのオープンに当たり、最大の課題は事故を起こさない、起こさせないことであり、運営に当たる全ての職員が過去の事故を風化させないということでございます。その根幹となるのが、安全管理マニュアルの徹底と認識してございまして、新プールの形状や機能に準じたマニュアルの見直しとともに、監視体制の構築にあると考えてございます。

安全管理マニュアルの見直し点を申し上げますと、営業期間中の管理運営では、入場者数の制限を設け、利用者の安全確保に向け、利用状況により入場制限を行うとしてございます。これはロッカー数が、男女とも120の計240ということで、めどとして240人を超えた場合は制限することとしてございます。

また、熱中症の予防対策としまして、小まめな水分補給と休憩について注意喚起を行い、水温と気温の合計が65度以上、超えた場合は、原則水泳中止といたします。

遵守事項では、事故防止の観点から、45分置きに5分の休憩タイムをとることとし、よりプールの状況などを把握できるように見直してございます。

また、監視体制につきましては、プールの形状に合わせて監視位置を定め、監視に当たっては、ゾーン監視として監視する場所などを指定して、監視に当たることとしてございます。

また、議員ご指摘のとおり、安全管理マニュアルが絵に描いたもちでは何にもなりません。監視員につきましては、6月26日、安全管理マニュアルの研修とともに、那賀消防組合による救急救命、AED操作方法などの講習会を実施してございます。

なお、職員においては、昨年11月に、新プール開場に向けてプール衛生管理者講習会の受講や、7月、8月におきましても定期的に受講した研修内容や安全管理マニュアルの復習を行い、常に高い危機意識を持って管理運営に当たるように心がけております。

いずれにしましても、夏休みに入りますと、大勢の子供たちがプールに来られると思います。絶対に事故を起こさない、起こさせないよう徹底してまいります。

次、2点目、旧プールの活用についてお答えいたします。

堀口プールにつきましては、災害発生時に一時避難場所としての機能を備えた防災公園として整備予定でございます。

また、東公園プールにつきましては、結論から申し上げますと、現段階においては検討中でございます。

市の財政事情を基本に、公共施設の地域性、必要性、また周辺の家屋等の状況を踏まえ、結論を出していく考えでございますが、東公園は都市公園に指定されており、建築物の建設への制限や埋蔵文化財包蔵地であるということも検討材料ということでございます。

いずれにしましても、引き続き検討を進め、結論を得たいと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 ご答弁いただきました。過去の事故を風化させないという言葉がありましたが、本当にそのとおりであると思います。

今回、私は、プールを運営していくと、担当部局だけではなくて、今はいろんなところで考えられないことが起こるかもしれませんので、市の職員さん全員がほか

の公共施設においても、ちょっとしたことが事故につながる可能性があるということを考えながら、施設の管理運営にどのように向き合っていくとか、大変重要なことでもありますので、一人一人が強く認識していただきたいと思います。

新プールのオープンに向けては、安全管理マニュアルの見直しも行き、オープンから逆算して着々と準備を進められてきたとのことですので、安心いたしました。オープン期間中は、一日も気が抜けない日が続くと思います。しっかりとした管理体制に基づき、事故のないプールの運営を期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

旧プールについては考えていることはあるが、まだ具体化はしてないというようなことですので、いずれにしても、市民の皆様方の理解が得られる活用方法を検討していただきたいと思います。

この点についても今後の進展を期待しております。

それからもう1点、旧プールの2つが閉鎖されて1つになったことで、利用される人が、本当に殺到するのではないかと思います。そうした場合の安全確保についてお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、プール運営に当たりましては、利用者の安全確保が何よりも重要であります。利用者が殺到した場合、プールの入場制限を行うということで、利用者の安全確保に努めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 3点目、市民の生涯学習活動についてです。

岩出市では、毎年、体育の日には市民運動会、文化の日には文化祭を開催しており、多くの市民の皆様方が参加し、市民運動会では多彩な種目に、子供さんも含めて多くの市民の方々に参加していただいております。

文化祭では、文化協会さんを中心に、さまざまな作品、展示、芸能発表、また、ふれあい広場では各種団体さんによるバザーも行われ、岩出市を代表するイベント

として、私も毎年参加させていただき、大変楽しみにしております。

しかし、最近の状況を見ていますと、両イベントとも、参加人数や展示作品が少なくなっているように感じられ、寂しい気持ちになります。何年か前までの文化祭では、子供さんを中心にして、親子連れが多かったように感じています。平成27年には国民のスポーツの祭典として開催された国民体育大会では、本市はバドミントン、ハンドボール、ボーリング競技が開催され、大いに盛り上がりました。ことしは11月にねんりんピックが、岩出市ではペタンク競技が開催されます。

文化面では、何年後かに国民文化祭が和歌山県で開催されると聞いておりますが、私はこういった全国イベントを誘致する目的の1つには、大会をきっかけとして、いかに多くの方々にスポーツや文化について理解をしていただき、自分も参加したいと思わせることで、市民の皆様方の生涯学習意欲の向上につなげていくことだと考えます。特に文化面については、岩出市の文化の祭典である文化祭、もっと多くの市民の方々に文化活動に参画していただき、岩出市の文化の発展と市民の皆様方の生きがいつくり、生涯にわたる学習意欲を高めていくような取り組みが必要ではないかと感じています。

そこで、まず現状についてお聞きいたします。ここ最近の文化祭参加人数推移と出品作品数、文化活動団体数と構成員数の推移、また、市民の文化活動として、こういった活動が好まれているのか。もちろん個人個人の好みがあるとは思いますが、例えば、市主催の文化教室等の中で、市民の要望や時代に合わせて新しい教室もできていると思いますので、そういった面での取り組みについてお聞きします。

次に、現状は現状として、生涯学習を推進していく上において、さまざまな活動に参加していただく市民をいかにふやしていくか問われます。生涯学習活動が盛んになればなるほど、文化祭だけでなく、市が実施するイベント等への参加人数もふえてくるかと思えます。そうした意味で、生涯学習に参加する市民、文化活動に参加する市民をどのようにふやしていくのか、この点について具体的に取り組んでいることがあればお答えください。また、今後のこととして、どのような方針を持っておられるのか、あわせてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市民の生涯学習活動について。

まず1点目、文化祭の動員人数とスポーツ・文化活動団体の推移について、それから2点目、ふやしていく手だてと今後の方針ということで、一括してお答えいた

します。

文化祭の入場者数ですが、平成28年度で1万8,103人、平成30年度が1万8,232人  
でございまして、平成29年度は、台風接近に伴う警報発令により2日目が中止にな  
ったことから4,475人となっております。

出品数につきましては、一般展示で、平成28年度が418件、平成29年度、422件、  
平成30年度、411件で、入場者及び出品数については横ばいの状態でございます。

文化協会加入団体及び会員数は、平成28年度、42クラブの968人、平成29年度、  
43クラブの916人、平成30年度、40クラブの873人ということで、減少傾向にありま  
す。

スポーツ少年団の団数は19団となっており、ここ数年、増減はございません。団  
員数は、平成28年度で627人、平成29年度で654人、平成30年度で714人というこ  
とで、これは増加傾向にあります。

体育協会は、平成28年度、61団体、1,654人、平成29年度、56団体、1,444人、平  
成30年度、59団体、1,531人で、これも横ばいということでございます。

ふやしていく手だてとしましては、文化祭では、これまで実施してきた作品展示  
や芸能発表などは継続しつつ、ただ、観覧するだけではなく、体験していただける  
場を設けるなど、市民の方に来ていただける内容を引き続き検討してまいります。

文化協会会員につきましては、各クラブに体験教室の実施や文化祭などの機会を  
利用してのPRなど、クラブ活動の推進と会員の増員に向け、各クラブと調整を図  
りながら積極的に支援を行ってまいります。

また、スポーツ少年団、体育協会につきましても、事務局として各団体と連絡調  
整を図り、体験教室の実施や新広報、ウェブサイト等においてスポーツの魅力を発  
信することで、各種教室のさらなる充実、市民が行ってみたいと思えるようなきっ  
かけづくりとなるように努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 今、価値観が多様化している現状において、多くの市民が参加したいと  
思える活動というものがどこにあるのか、答えというのはなかなか難しいものと思  
います。やはりさまざまな種目を提供して、総合的にふやしていくことも求められ  
ると考えますが、答弁にあったように、現在実施している各種教室等をさらに進化  
させるということも1つの方法であるかと思えます。1つの種目に参加する市民を  
ふやしていくことで、全体数が上がるということもありますので、そういった取り

組みも進めていただきたいと思います。

余生をどのようにして過ごしていくか。人生100年、人生を楽しむ1つとして、何かに取り組む、やる気イコール楽しみを持つことが本当に大事であると考えます。ここ最近、高齢者の事故も多くて、そのためだけではないんですが、免許を返納される方がふえております。そのために行動範囲が狭くなって、孤独感や寂しさを感じている人もたくさんおられます。そうならないように、そういう立ちどまりをしないようにしなければならないと考えます。

今後、さらに少子高齢化が進む中において、私は大きな課題の1つであると思っております。自由な時間や余暇をいかに健康で充実して過ごせるか。逆に言えば、そういった方々に視点を当てた取り組みも必要になっているんだと思っておりますので、こういった点を踏まえて、今後の取り組みに生かしていただきたいと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

どう改善していくのか、方針はということですが、文化面、スポーツ面におきましては、できるだけ参画してもらえるように、さらにイベント等の内容の充実を図ってまいりたいと思います。その中の1つとしまして、文化祭の出品作品につきましては、市外の方でも直接搬入・搬出していただける方であれば出品可能とし、広報紙に出品申込書を添付したり、ファクス、郵送申し込みも可能とし、気軽に申し込んでいただけるようにしてございます。

また、これまで1人1点ということで出品の規定がございましたが、ことしから種目ごとに1人1点ということで見直しまして、出品数増を図っていきたくてございます。

また、今後、文化祭において、文化協会加入クラブの活動について紹介できるコーナーを設置するなど、市民の方にクラブの周知を図っていきたくてございます。

それから、スポーツ少年団体育協会においては、1日体験会などのスポーツに気軽に触れ合えるイベント等の実施を各団体と連携して図ってまいりたいと考えております。

また、アスリートクラブにおきましても種目別に開催するなど、中身の充実に努め、参加者の増に努めてまいります。市民参加イベントの参加者が減少傾向にある

ことから、イベントの魅力向上はもちろんのこと、文化やスポーツに興味を持って体験していただくきっかけづくりというのが重要になるということから、それぞれの分野での参加者の拡大を目的とした体験教室、これも実施してまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回は、投票率の向上と化学物質過敏症についての2点、お伺いいたします。

まずは投票率の向上についてであります。

平成30年11月執行の和歌山県知事選挙では、当市の投票率は30.94%、また、平成31年4月執行の和歌山県議会議員一般選挙では36.57%と、県下最低の投票率となっております。この低投票率につきましては、さまざまな要因が考えられますが、一概に行政の取り組みだけを検証するだけでは打開策にはつながらないと理解していますが、今月には参議院選挙が控えておりますので、選挙管理委員会においては、市民の皆様に関心を高めていただけるよう一層推進していただきたいと強く感じているところです。

そこで1点目、投票率向上へ向けた選挙時及び選挙時以外の時間に取り組んできた投票率の向上の対策等についてお答えください。

次に2点目、県下最低となった県議会選挙の投票率について、選挙管理委員会の所見と投票率が上がらない原因はどのように考えているのか、お答えください。

次に3点目、公職選挙法の一部改正により、選挙年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。これにより若い世代が政治に参加することができるようになりました。そこで、両選挙のそれぞれの10代、20代の投票率についてお答えください。

次に4点目、全国的に同じような課題を抱えている中、投票率向上への対策については、地域の実情を踏まえたさまざまな取り組みが行われております。総務省に

において投票環境向上に向けた取り組み事例集が公表されておりますが、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力化、有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置、移動期日前投票所の設置など、工夫した取り組みが展開されています。岩出市としても、期日前投票が増加していると聞いておりますが、両選挙の期日前投票率と全体から見た期日前投票率の割合についてお答えください。

次に5点目、和歌山県知事選挙では、当市の投票率は30.94%と申しましたが、このままでいくと投票率が下がり続けていくということになりかねないと思います。投票率向上のため新たな施策に取り組む必要があると思いますが、今後どのような取り組みを考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 福岡議員の投票率向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目の選挙時及び選挙時以外の取り組んできた対策についてでございますが、選挙時では、選挙期日や期日前投票所の制度の周知、これに重点を置いて啓発に取り組んでおります。まずは啓発チラシを作成し、新聞折り込みによる各戸への配布、また市内放送やメール配信サービス、市の広報紙やウェブサイトの活用、公共施設への懸垂幕・横断幕・のぼりなどの掲出、公用車への選挙期日を周知するマグネットシートの張りつけ、また広報車での啓発音源放送による巡回、また商業施設での啓発物資配布による街頭啓発等々を行っております。

次に、選挙時以外では、若者の政治や選挙に対する意識の低さが指摘されている中、主権者教育の充実が重要であると考え、学校現場において模擬投票などを行う出前講座、これを県の選挙管理委員会が実施する出張県政お話講座、これを活用して実施しております。実施に当たっては、選挙で実際に使用する投票箱や記載台、投票用紙の枚数を数える計算機なんかも使用し、これらに実際触れていただくことで、選挙を身近なものに感じてもらえるよう工夫をしております。また、投票率について、岩出市の現状を知っていただくため、県内他市との比較や投票所ごとに比較した資料、こういうのを作成し、市政懇談会や区自治会長会議などで周知に努めてございます。

次に2点目、県議会議員選挙の投票率についての所見と原因についてであります。県議会議員選挙は、市長選挙や市議会議員選挙と同様、岩出市を1つの選挙区として執行される身近な選挙でありながら、年々投票率が低下していることは非常

に残念であり、憂慮すべき問題であると考えてございます。原因として考えられることは、選挙の争点、また当日の天気、こういうものにも左右されますが、投票率が低いとされる若年層の比率が岩出市は高いということ、こういうことも影響していると考えます。そのほか投票率が低い理由として、一般的には政治への無関心、政治への不信、支持対象がない、投票しても何も変わらないという諦めなどを理由とする方々が年々増加していると言われていたところでもあります。

次に3点目、10代、20代の投票率についてであります。年代別の投票率につきましては、市全体の投票率に近い1つの投票所、これを抽出して調査を行ってございます。その調査結果で申し上げますと、まず、平成30年度に執行されました県知事選挙では、10代が23.68%、20代が14.29%、次に31年に執行されました県議会議員選挙では、10代が20.78%、20代が19.22%となっております。他の年代と比べても低くなっているという状況でございます。

次に4点目、期日前投票についてであります。その割合につきましては、まず平成30年度の県知事選挙の対有権者に対する割合は9.70%、対投票者、実際投票された方の中での期日前投票の割合です。対投票者は31.34%となっております。次に、31年の県議会議員選挙で申し上げますと、対有権者が10.34%、対投票者で申し上げますと、28.28%となっております。期日前投票については、制度の周知、これが図られてきたこともあって、利用する人の数は年々増加の傾向にございます。

最後に5点目、今後の取り組みについてであります。投票率の向上につきましては、一朝一夕で解決する問題ではなく、地道な活動を継続して行うことが必要であると考えてございます。これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、先ほど議員からご提言もいただきました総務省の示す事例、また他市町村の状況も参考にさせていただき、岩出市として取り入れられるものは取り入れ、また改善すべきものは改善しながら、効果的な啓発活動に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 先ほども申し上げましたが、今月には参議院選挙が控えております。これ以上投票率を下げることはできないと思いますので、投票率向上対策について再質問いたします。

3点目について、若年層への投票率向上への対策については、かかわりを持つと

いうことで、関心を高めていただくことが大切であると考えています。

そこでお尋ねいたします。出前講座等を実施していると聞いておりますが、岩出市内では、那賀高等学校がありますので、若年層への投票率向上対策として、どういう活動をされているのか、お答えください。

次に4点目について、先ほどの答弁で、期日前投票率がアップしているとのことでしたが、現在、岩出市の期日前投票所は市役所のみであり、例えば、あいあいセンターでの開設や、先ほども総務省の事例を出させていただきましたが、有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置や投票所に行くことができない高齢者の対策の1つとして、車による移動投票所を設けるなどの整備ができないのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 福岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、若者向けの取り組みということであったかと思えます。

まず選挙時では、衆議院の解散などの急な選挙以外では、若い世代の方に選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所づくり、これを目指して、18歳から30歳代までの方を対象に、投票所での立会人の募集をしております。立会人の経験をすることで選挙を身近に感じ、関心を持っていただくきっかけになっていると、このように考えてございます。

また、小さなお子さんを持つ保護者、この保護者の投票を促すことを目的として、折り紙やしゃぼん玉といった子供向けの啓発物資、こういうのも作成し、保育所や幼稚園を通じて配布し、家庭に持って帰って親御さんに見せていただくというような取り組みも行ってございます。

また、選挙時以外では、満18歳となって初めて選挙人名簿に登録された人、この人全員に投票に参加できるようになったことのお祝いとその権利を積極的に行使するとともに、1票の権利を大切に使ってほしいというメッセージを記したはがき、これをつくらせていただいて、はがきを発送して、選挙への関心を高める啓発に努めております。明るい選挙のイメージキャラクター「めいすいくん」が、あなたが主役ですというふうに訴えかけるものとなってございます。

そのほか先ほど申し上げました出前講座につきましては、高校生も対象とされているところで、岩出市内の那賀高校では、毎年、2年生を対象に実施しているところでございます。

もう1点、期日前投票所の増設や移動投票所の実施の考えはということであったかと思えます。

期日前投票所の増設や移動投票所の実施につきましては、選挙管理委員会といたしましても検討してきたところでありますが、商業施設等への設置については、岩出市には適当な施設がないということ、次に、移動投票所については、高齢者などの移動手段がない人への対策というよりは、投票所の統廃合に伴う僻地対策という側面が大きいという、こういうこともありまして、現在のところ実施する予定はございません。

しかしながら、先ほど答弁いたしました、期日前投票の利用者が増加傾向にあることから、期日前投票所の増設については、やはり引き続き検討すべき課題と捉えているところであり、投票日当日の投票時間の見直し、また投票所の統廃合、こういうのもあわせて総合的に検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、化学物質過敏症についてお伺いいたします。

現在、私たちの社会は、さまざまなアレルギーに悩まされております。アレルギー疾患は国民の約5割が罹患する国民病と言われており、花粉症などアレルギー疾患は年々増加しております。そんな中、住民の方から化学物質過敏症により悩まされているとの相談を受けました。化学物質過敏症とは、何らかの化学物質に対して突然発症すると言われ、頭痛や目まい、吐き気といった多岐にわたり、日常生活に支障を来すものであり、原因ははっきりしないことから、いつ、誰もが化学物質過敏症になる可能性があると言われております。相談を受けたときも、帽子にマスクといたいでたちで、日常生活に支障を来し、大変苦しんでいる様子で、心を痛めたところであります。

そこで1点目として、岩出市においては化学物質過敏症の患者の方の実態数について把握しているのか、お伺いしたいと思います。

そして2点目として、現在の社会において、根本的な解決が難しい状況である中、こういった症状で苦しんでいる方がいるということを開発して、市民理解を深めていく取り組みも必要ではないかと考えていますが、市の考えをお聞かせください。

次に3点目は、受動喫煙に対する対策として、2020年4月から健康増進法の一部改正が全面施行されますが、学校、病院といった行政機関については、本年7月1日から敷地内禁煙が義務づけられたところでもあります。

子供や喫煙習慣のない方にとっては、受動喫煙を完全に防げることであり、大変喜ばしいことであります。しかし、一方で、喫煙される方に対しても、一定の配慮が必要であり、厚生労働省が発表している健康増進法の概要に、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができるという注意書きが示されていることから、対応が大変難しいと思われま

す。そこで、本年7月1日から岩出市における対応についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。市役所庁舎、総合体育館、あいあいセンター、各公民館において、どのような対応となるのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員ご質問の化学物質過敏症について、1点目、2点目についてお答えさせていただきます。

まず1点目、患者数を把握しているのかについてお答えします。

化学物質過敏症とは、身の回りにあるさまざまな製品に含まれる微量の薬物や化学物質が原因で、身体的・精神的な症状があらわれるもので、個人差が大きいと言われております。化学物質の摂取所要量と同様に、発症原因や症状、その進行、回復速度や度合いも多種多様でございます。

また、症状については、化学的・疫学的な立証を経たものが少なく、さらに微量の化学物質が多彩な症状を引き起こしているという客観的な証拠がなく、化学物質過敏症と診断されることも難しい現状があります。

そのような中、正確な患者数を把握することはできていません。しかし、岩出市においても化学物質過敏症で相談に来られる方はおられます。市としましては、その方の事情を配慮して、体調により電話やファクス、来所による相談を実施しております。

次に2点目についてですが、啓発していく考えはについてです。

化学物質過敏症は、強い香料などに反応する臭覚過敏や神経質な人と認識されがちであります。香料を控えたり、適量以下なら大丈夫と受け取られてしまうところがあります。しかし、定量以下のほんのわずかな化学物質に対しても、繰り返し体調不良を引き起こす病気であり、誰でも発症リスクがあることなど、正しい知識が

周知されることが望ましいと考えております。

市民への啓発については、市広報に化学物質過敏症も含んだアレルギー疾患についての特集を掲載するなど、周知啓発に努めていきたいと考えてございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 福岡議員ご質問の3点目、受動喫煙対策について、市役所の対応はということで、市役所の庁舎、総合体育館、あいあいセンター、各公民館について、お答えいたします。

受動喫煙対策については、健康増進法の改正に伴い、施設管理者は望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講じなければならないとされております。

あいあいセンターにつきましては、本年4月1日から既に敷地内禁煙としております。市役所の庁舎につきましては、7月1日より駐車場を含めた敷地内禁煙となっております。ただし、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、望まない受動喫煙を防止する屋外喫煙所を3カ所設置しております。各公民館、総合体育館及び市立体育館の屋内につきましては全室禁煙としておりますが、7月1日から敷地内全面禁煙となる第1種施設とはなっておりません。現在、屋外に灰皿を設置し、望まない受動喫煙防止の観点から、出入り口から離れた場所に設置しておりますが、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、設置場所の再検討等を行うなど、受動喫煙の防止に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 岩出市においても相談に来られている方がいるということで、正しい知識が周知されることが望ましいという認識をお持ちをいただいていることですので、1点お伺いいたします。

市の広報で周知・啓発に努めていきたいとのことですが、さらに化学物質過敏症について、啓発を広げていく方法の1つとして、ポスターやチラシ、市のウェブサイトを利用し、市民の方への啓発していく考えはどのようにでしょうか。

また、市の職員の方に対しても研修等により、啓発していく考えはあるのかどうか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 広報に掲載していただけるのかというご質問等について、お答えさせていただきます。

まず、職員の周知につきましては、化学物質過敏症についての情報共有をしてまいりたいと考えてございます。

なお、チラシ、ポスターについては、現在のところ考えてございませんが、市の広報同様、市ウェブサイトにおいては周知・啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告3番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

今回は、生活困窮者自立支援事業についてとプラスチックごみ対策についてです。

まず初めに、1番目の生活困窮者自立支援事業についてですが、ことしは生活困窮者自立支援制度が始まってから4年目になります。この制度には必須事業と任意事業の分類があり、その実施選択は、自治体に委ねられています。法施行の目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保と生活困窮者、自立支援を通じた地域づくりとなっています。これは社会から孤立した人々が、みずから抱える複合的な課題を解きほぐし、活動的な参加と就労によって生活を向上させ、自己肯定感を回復させる手助けをする。また、支援によって地域の活力、つながり、信頼を強めていく、そのような効果が期待される事業です。

1点目として、市における生活困窮者自立支援制度に対する考えをお伺いいたします。

次に、過去3年間の相談件数をお教えてください。

3点目、これまでにどのような取り組みを行ってきたのかをお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、生活困窮者自立支援事業についてお答えします。

1点目の生活困窮者自立支援制度に対する考え方ですが、この制度は、さまざま

な事情により生活や仕事にお困りの方に対して、支援員が相談者に寄り添い、解決策を一緒に考えながら支援を行うものです。事態が深刻化する前に早期の支援を行うことで生活を立て直し、生活困窮からの脱出を図ることを目的としています。市としましては、この制度が生活保護に至る前の段階でのセーフティネットの役割を担い、生活困窮者を支える制度として重要であると認識してございます。

2点目の過去3年間の相談件数についてですが、平成28年度、9件、平成29年度、8件、平成30年度、6件となっております。なお、そのうち相談を経て自立に至った件数は、平成28年度、4件、平成29年度、2件、平成30年度、5件でございます。

3点目のこれまでにどのような取り組みを行ってきたのかにつきましては、市では、平成27年4月から生活困窮者の相談に応じ、自立支援計画の策定や就労支援を行う自立相談支援事業と離職により住居を失った、または失うおそれの高い生活困窮者に対する住居確保給付金の支給の2事業を実施しております。

生活困窮者は社会的に孤立し、みずから支援を求めることが困難な場合があるため、民生委員、児童委員等と連携を図りながら、その対象となり得る方の早期の情報把握に努めてまいりました。また、ひとり親家庭で、特に経済的に困窮していることがうかがえる場合、暮らしや生活に関する相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭の就労や福祉資金貸付の相談等、情報提供を行っているところ です。

今後も効果的な支援を行うため、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 相談件数をお伺いいたしましたが、相談件数というのは自治体の取り組みの状況が如実にあらわれる数字なんですけども、28年度は9件、29年度は8件、30年度、6件とお答えいただきました。数字的にはかなり少ないと感じます。生活に困窮している方は、実際はこの数字よりももっと多いことが予想されますが、困窮していても相談窓口につながらないというのが現状ではないでしょうか。

私は厚生文教常任委員を務めさせていただいておりますが、本年5月、委員会で神奈川県座間市の生活困窮者自立支援「断らない相談支援」を視察してまいりました。その中で相談を集めてこなければ地域の実態が見えてこない、相談を集めるための工夫を伺いました。これは大事なことだと思いつつ同時に、岩出市でも取り入

れることができるのではないかと思いました。

それはどういうことかといいますと、庁内の連携の取り組みという点です。例えば、国民健康保険を滞納している方に督促状を送る際には、自立支援相談のチラシを同封します。滞納の理由が生活困窮状態のためというのであれば、自立支援相談窓口につなげていくわけです。直接生活困窮者自立支援窓口に行くことがなくても、税金の相談や子供に関する相談などで、支援すべき対象者が見えてくることもあります。

その機会を逃さないためにも、市職員を対象に研修を行い、生活困窮者自立支援を全職員で理解し、困っている方を相談窓口につなげていくということが重要と考えます。

そこで、市でも庁内が連携し、生活困窮者を把握する、庁内横断的な取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、先ほどのお答えで、生活困窮者の相談に応じ、自立支援計画の策定や就労支援を行う自立相談支援事業と住居確保給付金の支給の2事業を実施していると伺いました。住居確保給付金の支給実績を伺います。

最後に、広報についてですが、生活困窮者が聞いてもらおう、相談してみようと思えるような案内を載せていただきたいと思います。いかがでしょうか。

座間市では、広報に生活困窮者という文言を使用しないそうです。それは生活困窮者という文言を入れるとハードルが高くなり、相談につながりにくいと考えたからだそうです。さまざまな理由で生活困窮状態にあっても、どこへ相談すればいいのかわからない方はたくさんいると思います。相談がふえれば職員の方は大変かもしれませんが、生活保護に至らず、自立につながれば扶助費の抑制にもつながります。そして、何よりもサーチライトを当て、照らすように、生活困窮者を見つけ手を差し伸べる、誰も置き去りにしない岩出市であることを期待します。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 庁内連携し、生活困窮者を把握する取り組みについて進めてはどうかという点についてでございますが、生活困窮者につきましては、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもりなど、さまざまな課題を抱える方が考えられ、その相談先は多岐にわたります。

その際、市に対し、生活困窮に係る不安や心配事の相談等があれば、受け付けた課・室から生活困窮者担当者窓口につながるように、今後も連携を図ってまいりた

いと考えてございます。

次に、住居確保給付金の支給実績はどうかということですが、平成28年度、3件、8万7,400円、平成29年度はゼロ件でございます。平成30年度は1件で11万4,000円となっております。

3点目の生活困窮者が聞いてもらおう、相談してみようと思えるような広報、案内をということでございます。

生活困窮者自立支援制度につきましては、現在、市のウェブサイトで周知しているところですが、生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど、みずから助けを求める声を発することが少ない傾向にあると考えられます。生活困窮者を取り巻く民生委員児童委員などの方々への情報提供も大切であると考えてございます。より多くの方に市広報を読んでもらえるよう工夫し、さらにわかりやすい広報、案内を目指してまいりたいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、プラスチックごみ対策についてお伺いいたします。

20カ国・地域首脳会議「G20大阪サミット」におきましては、国際的に問題となっている海洋プラスチックごみは、2050年までにゼロにするという目標の合意をしたと発表されました。このまま手を打たなければ、2050年には魚の量よりも海洋プラスチックごみのほうが多くなってしまうとの報告もあります。

プラスチック製のストローが鼻に突き刺さったウミガメの映像や海の生き物たちが餌と間違えてプラスチックごみを食べてしまうという報道は、私たち人間の身勝手さを突きつけられたようで、大変ショッキングであります。

企業によっては、いち早くプラスチック製のストローの中止を決めたところもあります。私たちの日々の暮らしの中でプラスチック素材の製品を使わない日はないと言っていいほど、生活の中に浸透しています。買い物をすれば、キャンディ1つとっても1粒1粒がフィルムで個包装され、それが袋に入っています。野菜もラップに包まれ、肉や魚はプラスチック素材のトレーに乗って、ラップで包装されています。しょうゆやみりんといった調味料類ばかりです。おかげで食品の品質が保たれたり、衛生的であったり、重宝していることも確かです。

企業にとっては、プラスチックは加工がしやすく、安価ゆえに利便性の追求のために使われてまいりました。岩出市では、プラスチックは資源ごみとして、週に1回、回収していますが、プラスチックごみの処理の現状及び今後の展開についてを1点目としてお伺いします。

次に、プラスチックごみ削減に向け、どのような取り組みをしているのかをお聞かせください。

3点目は、過去3年間のプラスチックごみの量の推移についてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員、2番目の1点目についてお答えします。

プラスチックごみの処理の現状及び今後の展開についてですが、近年、中国を初めとするアジア諸国のプラスチックごみの輸入規制を受け、国内でプラスチックごみの保管量が増大しております。また、環境省は、本年5月2日、市町村に対し、ごみ焼却施設等での廃プラスチック類の受け入れを積極的に検討するよう依頼するなど、プラスチックごみの処理について重要な課題であると認識しております。

本市においては、容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施し、プラスチックごみについては、ペットボトルとその他のプラスチック類に分別され収集しております。

処理状況では、ペットボトルについては、再生樹脂をプラスチック製品や衣類など、マテリアルリサイクルし、その他プラスチック類については補助燃料としてサーマルリサイクルしています。

本市といたしましては、国・県の動向を注視し、引き続きプラスチックごみの適正処理に努めてまいります。

2点目のプラスチックごみ削減についてですが、現在、使用済みプラスチックの一部が海洋プラスチックごみとして、地球規模での環境汚染や生態系への影響が懸念されております。このことについては国際会議で議論され、関西広域連合においても関西プラスチックごみゼロ宣言が採択されるなど、関心が高まってきており、こちらも重要な課題であると認識しております。

海や川のごみは、ペットボトルやレジ袋など、日常生活から発生するものが多く占めており、特にポイ捨てや不法投棄の防止に取り組むことが重要であると考えております。

こうしたことから、本市では、引き続き不法投棄監視パトロールやクリーン缶ト

リー運動などの清掃活動により、市民、企業、行政が一体となり、その防止に努めてまいります。

また、プラスチックごみを初め、ごみ減量化については、引き続き3R、リデュース、リユース、リサイクルを推進するため、広報いわでや市ウェブサイトなどによる啓発や小学校への出前講座、環境学習などに取り組んでまいります。

3点目の過去3年間の推移につきましては、ペットボトルとその他プラスチック類を合わせての量で申し上げますと、平成28年度では751.75トン、平成29年度では767.99トン、平成30年度では812トンとなっております。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ことは7月7日、今週の日曜日ですが、各地区で清掃活動であるクリーン缶トリー運動が実施されます。子供たちも参加して、ごみを拾い集める運動は、私たちの自然豊かな郷土を美しく保とうという気持ちを育む生きた教育と考えます。

ごみはごみ箱に捨てれば、一般ごみは焼却、ペットボトルはプラスチック繊維や衣類などにリサイクルされます。しかし、先ほどのお答えにもありましたように、海や川のごみはペットボトルやレジ袋など、日常生活から出るものが多く占めているのが現状です。

岩出市には、根来川や住吉川と何本も川が流れ、紀の川に注ぎ、海につながります。プラスチックごみは海の漂流ごみとなり、波にもまれ、次第に直径5ミリ以下のマイクロプラスチックの状態になり、海洋生物への被害はもとより、海産物や塩から人体にも取り込まれてしまう危険性があるとも言われています。

市では、ポイ捨てや不法投棄の防止のため、不法投棄監視パトロールをするなどの努力をされていますが、もう一步踏み込んで、私たちのまちからは海洋ごみにつながるプラスチックごみを捨てないというその思いの1つとして、プラスチック製品のポイ捨て禁止条例を策定してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

和歌山県が構成員となっている関西広域連合においては、関西プラスチックごみゼロ宣言が行われました。岩出市は、和歌山県の玄関都市であります。他県から来た方が、ごみのないまち、きれいなまちと感じていただけるよう、いわでプラスチックごみゼロ宣言を他市に先駆けて行ってはいかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 ポイ捨て条例の制定についての考えはということでございます

が、現在取り組んでいるクリーン缶トリートメントや不法投棄パトロール等を引き続き実施することにより、市民への美化意識の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、現在のところ、条例の制定については考えてございません。

続いて、関西広域連合では関西プラスチックごみゼロ宣言を行いました。本市のゼロ宣言の考えはということでございます。

関西広域連合において関西プラスチックごみゼロ宣言を行ったことは認識しております。内容的には、従来、本市が取り組んでいます3Rの推進やクリーン缶トリートメント、不法投棄防止パトロールなどを推進することを宣言されたものですので、市といたしましては、プラスチックごみ宣言を行うことよりも、より一層従来の取り組みを推進することが重要であると考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、通告に従いまして市民プールの跡地利用について、岩出駅周辺の整備についての質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

この市民プールの跡地利用については、現在、総合体育館の南側に新プールの建設というときに、旧プールの跡地については、今後どのような利用方法とするかをしっかりと検討を行っていきたいと、この間されてきました。

このような中で、今回、堀口の交通公園のプールの跡地については震災公園という位置づけで利用がされるという方向が打ち出されて、改修の予算も出されてきています。

まず1点目に、このような防災面を初めとした震災公園というような活用方法、こういうような形の中で、基本的なあのプールの活用方法、これを改めてお聞きをしたいと思います。

2点目に、既存の交通公園部分として、現在、堀口の交通公園は利用されていません。今回、新しくプールの跡地であったこの部分と既存の公園部分については、どのような関連性を持った公園へと改善を行っていくのかと。この点を2点目としてお聞きをしたいと思います。

3点目として、地域の一時避難所的な役割を果たすということも説明がされました。備蓄倉庫等を設置するということも、この間の質疑を通じて説明をされてきましたが、震災公園というような冠をつける以上、市民に震災面での対応や避難所となる施設を建設してこそ意義がある公園となるのではないのでしょうか。新たな公共施設面については、どのような対応をとるつもりなのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目として、同じように廃止をされたプールとして、上岩出の市民プールというものがあります。このプールについてはどのような跡地利用を考えておられるのか。先ほど、福山晴美議員のほうからも若干ありましたけれども、改めて私のほうからも、この点についてはお聞きをしたいと思います。現時点で方向性というようなものなんかは出ているのかどうかと。

5点目として、以前からも何度も取り上げてきた問題があるんですが、上岩出プールについては、以前からも投票所というようなものが設置もされてきたという経緯なんかもございます。周辺地域にも公共的役割を果たす、そういうような施設というのが、この辺の地域にはございません。このような現状を改善する、こういうような上においても、また、現在、皆楽園が選挙の投票所として利用されているというような現状を改善する上でも、投票所という形で利用できる公共施設というものを考えるべきではないのかということなんか、随分以前から提案もしてまいりました。今度、実際にこの上岩出のプールが廃止されるに当たって、市民が活用できる、こういうコミュニティ施設というようなものなんかも含めて考えるというようなことなんかは、市として考えないのかという点、この5点について、まずお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の1番、堀口プールの跡地利用についてですが、去年は

大阪北部地震、北海道胆振東部地震、本年では新潟・山形地震など、各地で地震が発生しております。本市においては、いつ発生しても不思議でない南海トラフを震源地とする巨大地震、また、中央構造線を震源地とする巨大地震などが懸念されます。このようなことから、緊急防災・減災対策事業債を活用して、堀口プールの跡地を利用し、平常時には交通公園を含めた市民に親しまれる公園として、災害発生時には一時避難場所としての機能を備えた防災公園として整備を進めるものであります。

なお、詳細につきましては担当部長から答弁させます。

それから、増田議員が震災公園と申してありますが、市のほうでは一度もそういう話はしたことがございません。防災公園でございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の1点目、堀口の市民プールについては、震災公園での利用が計画されているが、震災公園としての基本的な考え方を聞きたいについて、お答えいたします。

堀口プールの跡地につきましては、地震等の災害発生時に一時的に緊急避難する地域避難場所として、防災資機材を保管する備蓄倉庫を初め、災害時にかまどとして使用可能なベンチや応急救護所棟として使用可能な東屋、防災活動用の空き地などの機能を備えた防災公園として、本年度に設計及び工事を行います。

次に、2点目の既存の交通公園部分については、どのような関連性を持った震災公園と改善を行っていくのかについてですが、平常時は市民に親しまれる公園として、既存の交通公園部分に加え、プール跡地部分について整備を行ってまいります。

次に、3点目の地域の一時避難所的な役割を果たすと説明がされ、備蓄倉庫等を設置するとしているが、震災公園という冠をつける以上、市民に震災面での対応や避難所となる施設を建設してこそ意義がある公園となるのではないかについてですが、防災公園は、あくまで地震等の災害発生時に一時的に緊急避難する地域避難場所としての整備を予定しており、避難所となる施設の建設予定はございません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 4点目、5点目について、一括してお答えいたします。

東公園プールの跡地利用につきましては、先ほど福山議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、現段階においては結論は得てございません。投票所として利用できる公共施設というご提案ですが、現段階におきましては、市の財政事情を基本に、公共施設の地域性・必要性、周辺の家屋等の状況を踏まえ、結論を出していく

という考えでございますが、東公園は都市公園に指定されておりました、建築物の建設への制限や埋蔵文化財包蔵地であるということも検討材料となります。

いずれにしましても、引き続き検討を進め、結論を得たいと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 私の通告では、震災公園という形にさせていただいたんですが、市のほうでは防災公園だということでした。どちらにしても、防災公園という、こういう名前というのが、今回、新たに出てきたのかなというふうな感じも受けるんです。そういう点では、先ほど市長のほうからも、地震という面では、いろんな面で市としても対応していくんだという、そういう意気込みなんかも感じられると思うんです。

そういう点では、この防災という、災害ですね、災害という点では、市としての計画面でいえば、地域防災計画とか水防計画というのが、実質的な実施主体というふうになると思うんですね。そういう点では、こういう計画の中での防災公園というような位置づけについては、どのような位置づけにされているのかという点、この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、上岩出のプールについては、改めて地域の実情という面なんかも知っていく必要が私はあると思うんですね。上岩出プールの周辺、ここにどれぐらいの人口がおられるのかと。こういう点では、住民課のほうにもお聞きをしたいと思うんですが、上岩出のプール周辺、西国分、岡田地域の北部のほうですね、新田広芝は南側の地域の人ですね。岡田のほうについては北部の地域の人なんかが、少なくとも上岩出のプール周辺におられると。こういう点では、少なくとも、今の新田広芝、西国分、岡田と、ここでどのぐらいの人口の方が住んでおられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 上岩出の東公園プール周辺の人口のご質問がございました。令和元年6月末現在の人口で申し上げますと、岡田地区が2,403人、新田広芝地区、1,811人、西国分が2,621人でございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

新たにつくります防災公園についての各種計画での位置づけはどうするのかとい

うことですが、これは完成した場合は、一時避難場所として各計画に盛り込んでいく予定でございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、上岩出プールの周辺、人口なんかもお聞きをしました。私も、朝、住民課のほうに行って、一番新しい人口、これを欲しいんだ、教えてほしいということもさせていただいて、今言われた地域、この地域だけでも、少なくとも、この周辺を見ますと6,000人ぐらいおられるんですね。これ以外にも水栖の地域の東側部分、南大池の南側部分のところにも関連する地域というのはございます。

こういう点でいうと、やはり上岩出プール周辺のところには、岩出市全体からの人口から見ても、本当に何分の1かの方なんかが住まわれておられるわけです。こういう人たちの今後の生活なんかも含めて、市としても上岩出プールの跡地については、あれしっかりと考えていく、こういう必要性が私はあると思います。

こういう点では、市として、あの上岩出のプール跡地、今、実際には少子高齢化という部分になってきている中で、こういう高齢化に伴う部分の介護とか健康促進施設、また住民とともに歩いていく、こういうような施設なんかも、やはりしっかりとこういうことを念頭に置いて、やはり考えていくべき課題だというふうに思うんです。

こういう点では、都市公園なんで、需要というのが限られるんだということを言われましたけれども、市としても、やっぱりこの辺のところをしっかりと議論もしていただきたいというふうに私は思います。

この点で、改めて再度、活用方法なんかどう考えていくのかという点、お聞きをしたいというふうに思うんです。

それと、堀口の交通公園ですね、これについては、先ほどから防災公園だというようなことなんかも言われていますけれども、通称、あの堀口については交通公園という名称で呼んでいます。今度、新しく震災公園という部分をつくっていくという部分の中で、名前ですね、市として、管理運営上していく、そういう部分では、名称としてはどういう名称で、あの公園というのは呼んでいくつもりなのか、この点について、改めてお聞きをしたいと思います。

それと、あの堀口の交通公園と、今回、防災公園という形でされる部分については、管理運営上ではどこが今後管理していくのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

それと、教育委員会としても、災害対策面という部分の点の上において、実際にはプール跡地の利用方法ですね、これについては、教育委員会として、このような活用方法をしてほしいんだというような提言というんですか、そういうのはどのように、教育委員会として提案をしてきたのか。この点については、教育長なんかの考えなんかもいろいろ、やはりあるかと思うんですね。そういう点では、教育長を初めとして当局ではどのような提案をされてきたのかという点、この点もお聞きをしたいというふうに思います。

それと、ちょっとダブるかわかりませんがね、上岩出プールなんかについては、公共施設面という点については必要な土地なのかどうかと、地域なのかどうかという点もどのように考えておられるのかという点、この点、ちょっと改めて、追加になるとは思いますけれども、ダブるかもわかりませんがね、再度お聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員ご質問ですが、東公園の跡地利用につきましては、議員ご指摘のとおり、公共施設を建てる場合は、まず地域性とか必要性、あるいは周辺の状況、これは当然、前提ということでございます。

今回、その課題となっておりますのは、東公園プールの敷地、これすぐ近くに西国分塔跡といいまして、史跡がございます。それから、このプールを含む地域一帯が西国分廃寺とか西国分遺跡、この埋蔵文化財の包蔵地となっていると、これが1つ。それから、東公園そのものが都市公園法に定められた都市公園ということで、建築物の建設面積に条件が定められていると、こういうことでございます。こういったさまざまな条件がございますので、結論に至るのは大変難しいというのが実情であるということでございます。

それから、教育委員会として何か提言したのかということですが、東公園につきましては、引き続き一時避難場所として、これ機能はそのままでございますので、災害発生時には一時避難所としての機能を持った公園としても利用できます。

また、堀口につきましても同じ考え方で、災害発生時には一時避難場所としての機能を備えた防災公園としてということで、提言という形ではしてございませんが、お話はさせていただいてございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず堀口プールの跡地の名称、防災公園、交通公園と隣接しているんですけども、その名称についてということでございますが、現時点では、まだそこまで決まっておりはりませんが、機能としては防災公園の機能をつけるということでございますので、そういう観点から考えていくことになると思います。

それと、堀口プールの跡地の管理運営はどこがするのかということでございますが、防災公園として整備をしますので、総務課のほうになります。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　2点目に、岩出駅周辺における整備の問題についてお聞きをしたいと思っております。

この岩出駅周辺の整備という点においては、私もこれまでも何度も質問を行ってまいりました。古くは、もう30年近く前になります。先々代の岩出町長の林町長の時代から、この岩出駅周辺の整備というのは、当局のほうからも、その必要性というのが言われてきたと。この間、和歌山線の廃線の危機という時代や経済面においての大型公共工事の自粛、その他いろいろな変遷はありましたが、周辺整備の必要性、これがうたわれながらも、対策面はとられていないというのが現実だと思っております。

中芝市長において、駅前駐輪場の整備、前中村町長時代の駅前図書館の建設などがありますが、岩出市として、今後の対応面については、この駅前の周辺整備、どのように考えて取り組もうとしているのか、まず最初にお聞きをしたいと思っております。

2点目として、これまでも長期基本計画の中にも触れられてきているわけなんですけど、今度、新規に長期のこういう計画が策定されようとしていくわけなんですけど、この長期計画には、駅前周辺整備の整備という点ではどのような位置づけとして考えておられるのか、これを2つ目にお聞きしたいと思っております。

3点目に、和歌山線の利用者というのも、この間ふえてきている中で、駐輪場面、この面において、今後の整備計画というのはどのように考えておられるんでしょうか。

また4点目に、現在、タクシー乗り場も、今、JRの駅の庁舎の南側にあります。そのタクシー乗り場の前、ここが空き家の張り紙、こういうものが、この間、出てきていますし、現在、空き家状況というんですか、こういうような状況になってきています。この駅前、どこの自治体でもそうなんですけれども、再開発というよう

な点においては、立ち退きの面での協議というのが非常に難航するというのがよく言われるわけなんです。周辺整備や再開発面でのJRも含めたこういう周辺地域の方々との議論、そういう点については、市としては今後どのような方向、また、どのような考え方を持って対応していくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

5点目として、現在、JRにおいて、来年3月でしたかね、めどにエレベーターというものが設置をされると。改善が図られようとしてきています。この駅前周辺整備という点においては、JRさんなんかとの協議、こういう協議なんかは、この間、どのように進められてきたのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

最後に、6点目として、最終的に、岩出の駅周辺の将来構想と、こういう面についてはどのような岩出市の玄関口となる岩出駅周辺にしていきたいという構想を持っているのか、この点、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の2番目、岩出駅周辺における整備についてをお答えいたします。

岩出市では、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本目標に、将来都市像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

現在、本市では、交流人口の増加を図る最も有効な手段の1つとして、道の駅ねごろ歴史の丘を活用しながら、観光振興に取り組むとともに、特に人口対策につながる施策を重点かつ優先事業と位置づけ、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

岩出駅周辺における整備についてであります。岩出駅は本市の玄関口であり、駅前の活性化が期待されていることは認識をしております。しかし、事業を進めるに当たり、地域住民や地権者の協力、民間事業協力者の参入があってこそ進むプロジェクトであるため、総合的な見地から、慎重に見きわめてまいりたいと考えております。

今後も市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、健全財政の堅持に努めながら、総合的にバランスよく行政を進めていくことが最大の課題と考えておりますので、岩出駅周辺における整備計画も含め、引き続き住民サービスの向上を念頭に、各諸施策の推進に努めてまいります。

なお、詳細につきましては各担当部長から答弁させます。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員ご質問の2番目、岩出駅周辺における整備の1点目、2点目、4点目、5点目、6点目について、一括してお答えいたします。

岩出駅周辺の整備につきましては、岩出市長期総合計画において、住んでよかったと思えるまちづくりを大綱に掲げ、基本方針や具体的な施策を定めており、公共交通の結節点となるJR岩出駅周辺等の整備については、都市核の整備として、関係機関と連携し、交流空間の拡充や沿道整備などの促進に努めているところでございます。

そのような状況の中、市の施設整備事業といたしましては、駅前通りの街路灯整備や立体駐車場の建設を行いながら、駅前周辺の環境向上に努めているところでございますが、周辺整備との関係の協議や大規模な再開発の予定はございません。

一方、JR岩出駅につきましては、さらなる利便性向上とバリアフリー化を図るため、エレベーターの新設やスロープ、多機能トイレの新設等を行う駅舎の改修工事が行われており、令和2年3月に工事完了予定と聞いております。

また、本年度から令和2年度にかけて策定する第3次岩出市長期総合計画についても、引き続き整備促進に努めてまいりたいと考えておりますが、策定に当たっては、今後開催する岩出市長期総合計画審議会において、課題や方向性等を示しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、岩出駅前及び駅周辺については、地方都市で見受けられるように、シャッターのおりた商店があることを認識しておりますが、岩出駅周辺の構想につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたように、慎重に見きわめてまいりたいと考えております。

今後も市の将来都市像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 増田議員ご質問の3番目、駐輪場面の今後の整備計画はについて、お答えします。

JR岩出駅周辺の駐輪場については、JR岩出駅前駐輪場と駅前ライブラリー駐輪場、岩出地区公民館駐輪場の3カ所で、約700台を収容しております。

しかしながら、朝の通学・通勤時間帯は混雑し、満車状態になることが多いため、

1台でも多く利用できるよう、駐輪場の整理業務を委託しているところでもあります。

ご質問の今後の駐輪場面の整備計画につきましては、少子高齢化により利用者数の減少も予想されることから、現状では計画しておりません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、市長からも答弁ありました。岩出駅周辺については、慎重に見きわめていく必要があるんだという答弁でした。こういう形では、実際には現時点では、岩出駅前の周辺整備というのは、今後も、多分、今のこういう状況の中では進まないというふうに思うんですね。

実際には、長計の中でも議論もしていくというふうに言われているわけなんですけどね、実際には、長期計画、この計画の中で、今度の策定委員さんに、実際にはどのように議論をしていただくのかという点。

そして、もう1点は、現状は、多くの人たちは、岩出駅前のあの混雑する状況なんかも、やっぱり改善してほしいんだという声は本当にたくさん上がってきているんですね。それをやっぱり少しでも改善していくという対応が求められている中で、慎重に対応しているのは結構なんですけど、やはり少しでも前に進めていけるような、そういう対応というのが、今の岩出市に本当に求められてきているというふうに思うんです。

現実的には、今、この議場でも、副市長なんかも座っておられるんですけどね、副市長は現職の時代からも総務畑一筋だったと思うんです。課長時代、部長時代、そして現在の副市長時代、いわばこの岩出市のこういう行政の中身というのを本当によく知っておられる、経緯も含めてですけどね、方だと本当に思うんです。実際には、私とも、何度も、この間、やりとりなんかもしてきました。そんな中で、現実的にはなかなか対応が進められてこなかったという、今後のそのときなんかは、今後の検討課題だということなんかを盛んに言われていたんですね。

それなんかでも、もう何十年も前からになる。そういう点では、やはり市としても、やっぱり今後の方向性というのを市民の皆さんと一緒に、駅前の改善策というのに、やっぱり取り組んでいく必要がある時期に来ていると思うんです。慎重に取り組むのは構わんと思うんですけど、私は、少しでもそれが今改善できるような方向、前へ行けるような、そういう方向で進んでいただきたいというふうに思います。

改めて慎重に対応していきたいんだということなんですけども、改めて慎重に対

応していく、その中身について、改めて、今後どんな形の対応を慎重に進めていくのか、その中身について改めてお聞きをしたいというふうに思います。

もう1点は、駐輪場の問題です。駐輪場なんかも、今、700台確保しているんだということを言われました。やっぱりそんな中でも、やはり市として、駐輪場問題というのは、やっぱりより多くの方が利用していただくという上においては、少なくとも、今後、新たな整備とか増設面というのなんかも、今の現状では考えないという、少子化ということを理由に言われたんやけども、改めてその辺のところを議論とか検討、特に岩出公民館の近くに駐輪場ってあると思うんですが、あそこなんかも、少なくとも2階建てにするとか、そういうふうな改善策というのも含めて考えてはどうかというふうにも思うんです。

そういう点で、改めて周辺整備で駐輪場が要るか要らんのかということを実際にはどのような形で、市として検討していくのか、その辺の状況調査とかというのはどのようにしていくのかという点、この点だけちょっと再度お聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、長期総合計画の策定委員会での議論についてはということなんですが、先ほども市長の答弁でありましたが、地域住民や地権者の協力があってこそできるものであります。ですから、そういう課題やシャッターのおりた商店があるということ課題として、委員会で説明しながら、方向性を示していきたいと考えております。

それと、前に進めていけるようなということなんですが、現在、岩出市では、京奈和自動車道全線開通や県道泉佐野岩出線の完全4車線化に伴い、和歌山県の玄関口に設置している道の駅ねごろ歴史の丘を活用しながら、現在、観光振興施策に取り組んでいるところでございます。

それと、公共下水道整備工事についても、年次計画的に事業を進めるなど、地方創生の取り組みを着実に進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○田畑議長 副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

駅前周辺整備がなかなか進まないということで、私が総務部在籍時代にかなりか

かわっていたというふうなご質問内容かと思えます。

まず言っておきたいのは、進んでいないということでございますけど、決して進んでないということではないと私は考えております。公共交通の利便性向上のために、岩出駅を初めとして、紀の川コミバスの乗り入れ、連携の問題であるとか、巡回バスの乗り入れの円滑化、それから、大阪方面バスなどと連携、乗り継ぎ等に取り組んでいるところでございまして、現在、岩出駅を利用する方については、通勤・通学の利用者が多いということ、そういうことから考えまして、駐輪場の整備を平成16年に建設した経緯がございます。

あと答弁させていただいたように、駅前の街灯、この整備も既に図っております。今般、岩出駅については、JRさんのほうと県と市の補助金を出していただいてバリアフリー化にも着手して、現在、エレベーター、スロープ、多機能トイレなどの駅舎の改築が行われると、こういう状況であります。

議員ご質問の周辺整備ということとなりますと、今現在、市のほうで考えているのは、公共交通の結節点としての利便性を向上すると、こういうことで進めさせていただいておりますけども、駅前の再開発となりますと、非常に、先ほどから説明させていただいているように、地権者の協力であるとか、あるいは事業者の協力・参入、これが不可欠であります。すごい大きなプロジェクトとなることが予測されます。

そういうことから勘案すると、事業の実現には、行政・民間一体となって取り組んでいかなければならないんですけども、多大な時間とか費用とか、そういうふうなものも必要となると思います。現時点で考えますのに、そういうふうな状況を踏まえると非常にリスクが高いといえますか、課題、ハードルが高いように思います。

そういうことを勘案した中で、今後は慎重に対応していくべきだと、こういうふうにご理解のほど、お願いいたします。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 議員ご指摘の駐輪場についてですが、現在、駐輪場について、通勤・通学時間帯については満車になるということは理解してございます。駐輪場の整備計画については、現状では計画してございませんが、1台でも多く利用いただけますように、夏休み等につきましては、長期間放置している自転車の撤去を行ったり、それと整理業務を委託して、少しでも皆様方がとめていただけるようにしているところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、市立図書館の充実について。

図書館は、皆さんの読書、知りたい、調べたいを保障することが役割です。生活、生業、学業のためには、資料、情報は欠かせません。図書館は、生存権の文化的側面である学習権を保障する機関です。図書館法では、目的として、社会教育法に基つき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することであるとされており、

岩出市でも、図書、その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、地域と密着した運営を目指し、もって文化の薫り高いまちづくりに寄与することを目的として、図書館法に基つき岩出市立岩出図書館が設置されております。

また、分館としては岩出市立駅前ライブラリーが、分室としては岩出市総合保健福祉センター、岩出市中央公民館の図書室、岩出市農家高齢者創作館の図書室がございます。どの地域に住んでいても、身近な生活圏域にある必要があります。そのことは、とりわけ子供や障害者、高齢者の方たちにとっては大変重要だと考えます。

まず初めに、本館、分館、分室の利用状況はどうか。また、利用者の年齢層についてどのようなっているのか、お聞きいたします。

2つ目は、移動図書の実施についてであります。

移動図書とは、書籍などの資料と職員を乗せた自動車などを利用して、図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して、図書館のサービスを提供する仕組

みとなっています。

日本の公立図書館は、法律によってこのサービス提供に努めるよう定められています。しかし、現状は、分館設置が進んだことや、その他諸般の事情により減少傾向になってきているのも実態としてわかっています

そうした中で、なぜこの問題を取り上げるのか。まず、子供たちにとって読書活動は、子供が言葉を学び感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。学校図書だけでなく、より多くの本を手にする機会を与えることで、さらに子供たちの成長へつながるのではないかと。

また、子供を持つ保護者の方から、他の市町村でも走っている移動図書館があればというお声を聞きました。子供たちには、なるべくゲームを与えたくない。そのかわりとなるのが本であるが、ぜひとも本を手にとる機会をつくっていただきたいという要望もございます。

住んでいる地域によっては、岩出図書館が遠く、子供たちだけで行かすことは心配で無理というような声も、保護者の方からはかなり多く、私のところには聞いている要件です。また、ある方は、年齢を重ねるにつれ、図書館まで足を運ぶことが難しくなった。しかし、自分の自由な時間はたくさんある。好きな本を借りるのに、何とか近くでできないものかとおっしゃる方もいらっしゃいます。

子供や高齢者、障害のある人たちにとって、身近に本と触れ合える場が必要であると考えます。移動図書館の実施を求めますが、いかがでしょうか。

3つ目は、岩出市には、本館、分館、3つの分室で岩出図書館を中心とした連携を結び、本の貸し借りができるようになっています。この5つの地区でいえば、根来地区、上岩出地区、岩出地区、山崎地区と満遍なくあることとなります。しかし、地図上で見れば、東の地域に多く固まっていて、山崎地区の、例えば、中島地域にお住まいの方や山・吉田地域の方は、一番近い図書館はあいあいセンターとなります。その一番近いあいあいセンターでさえも、さらに遠いのではないかとというお声をたくさん聞かれます。

西の地域に分室を設置できないのか、答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の市立図書館の充実について。

まず1点目、本館、分館、分室の利用者はどうか。また、利用者の年齢層はにつ

いてお答えいたします。

平成30年度の実績で言いますと、入館者数につきましては、本館の岩出図書館が16万5,994人、分館の駅前ライブラリーが1万879人、分室、総合保健福祉センター図書室が1万8,870人、中央公民館図書室、1,468人、上岩出地区公民館図書室、1,033人の計19万8,244人となっております。

貸出冊数については、本館の岩出図書館、38万9,447冊、分館の駅前ライブラリー、1万4,283冊、分室、総合保健福祉センター図書室が2万819冊、中央公民館図書室が587冊、上岩出地区公民館図書室が1,055冊の計42万6,191冊となっております。

貸出者数につきましては、本館の岩出図書館、8万7,352人、駅前ライブラリー、5,184人、総合保健福祉センター図書室が1,547人、中央公民館図書室が365人、上岩出地区公民館図書室、718人の計9万9,166人となっております。

利用者の年齢層につきましては、貸出者数ベースで見ますと、本館の岩出図書館は40歳代、駅前ライブラリーは70歳以上、分室の総合保健福祉センター図書室は7歳から9歳、中央公民館図書室は60歳代、上岩出地区公民館図書室は70歳以上の方が一番多くなっております。

また、貸出者数ベースでの全利用者に対する児童、これは中学生以下の利用率ですけれども、本館の岩出図書館、休館日を除く、木曜日を除く平日が13.7%、土日が22.4%、駅前ライブラリーの平日が21.1%、土日が30.6%、総合保健福祉センター図書室の平日が44.4%、土日が51.3%、中央公民館図書室の平日が4.6%、土日が4.8%、上岩出地区公民館図書室の平日で2.9%、土日が7.8%となっております。全ての館・室で、土日の貸出者における児童の割合は高くなっております。

次、2点目、移動図書館の実施についてでございますが、岩出図書館では、開館当初から岩出市内の岩出地区、山崎地区、根来地区、上岩出地区の4地区に、本館、分館、分室の5施設のうち、いずれか1施設を設置し、地域密着型図書館として運営してございますので、移動図書館の実施については考えてございません。

3点目、西の地域での分館、分室の設置についてでございます。

西の地域となる山崎地区には、分室として総合保健福祉センター図書室を設置しており、配本サービスにより、ほかの館・室に所蔵する図書もそこで受け取ることができます。また車を運転されない方も総合保健福祉センターであれば、岩出市巡回バスの3コースとも乗りかえなしでご利用いただくことができますので、現在のところ、分館・分室の増設は考えておりません。

今後市民の皆様には配本サービスなど、ソフト面でのサービスのさらなる充実、周知を図ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 移動図書館について、運行はしないということです。他の地域は、当然のように僻地や図書館が遠いところではやられていると思うんですが、1つ、和歌山市の例を挙げてちょっと言わせていただくと、和歌山市も、もちろん本館や分館に加えてコミュニティセンターというふうな形で図書館、岩出のように分室というのもつくっています。

つくっているところに、まだ移動図書館というのを利用が進んでいまして、各学校だったり、団地内という形を拠点にして回っています。これは月に何回か。移動の利用時間も大体1時間を決めて、お昼の2時から3時まで、また、3時20分から4時20分のように、各小学校で開かれた図書館というのをやっているんですね。それをやることによって、学校図書だけでなく、子供たちだけではなく、地域の人もそこに来て子供たちと触れ合えたり、また、図書館に行けない方々が学校に、学校は小学生でも通えるところに、校区内にあるので、学校で移動図書が来ることによって、地域の人々が本当に利用しやすいものになっていると。

そうした中で借りやすい状況をつくるとともに、メリットとしては、地域の交流の場になるという声も聞かれます。というのは地域のつながりがなく、移動図書館が自分の近くに来ることによって、そこに地域の方々が集まって地域交流が図れると。そうした目線で見ると、ただ単に、もちろん本を読むことによって、自分たちの教養を高めるということもかありませんが、地域の文化的交流というのも、場になるという点では物すごくいい事例ではないかと思うので、ぜひこの観点からも進めていけるように検討はできないものかということをもっと伺いたいと思います。

分室においても、実際には西の地域の方々が、本館の図書館、岩出市の根来にある、そちらを利用する。これは前からあるんですが、バスで1本では行けません。必ず乗りかえをしなきゃいけないんですね。せっかくいい図書館ができて、自分たちは利用することがなかなか、車では利用しやすいけど、バスではしにくいというお声があったんです。

そうした中で、あいあいセンターというところを拠点、そちらも同じように本を貸し借りができるというような形になっているんですが、そこですら、やっぱり遠いと言われる方がかなりいらっしゃいます。そうしたことから考えれば、やはり

分室をつくるというような形が必要ではないかと考えます。

これについても、岩出市においては、図書館協議会等々が設置されていると思うんで、ぜひそういうところに、分室を初め移動図書館についても協議会等々で議論してもらってはどうかと考えますが、これについてのお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

移動図書館、今お話ございましたが、県内でも、和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、有田川町、串本町ですか、実施をしております。岩出市では、岩出図書館の重点施策としまして、子供の読書活動の推進ということで、重点施策に上げてございまして、今、学校図書の実を進めているところでございます。

したがいまして、児童生徒の皆さんは、学校の中で司書さんの指導により本を借っていたら、読んでいただくと、そういう方法で進めております。

それから、西の地区への分室というお話でございしますが、先ほどお答えしましたように、当初から本館とあわせて、各地区に分館、分室、設置するといいます地域密着型の図書館として運営してございます。

議員ご質問の、例えば、西に総合保健福祉センターの分室がある中で、さらに西の地域に1つのそういう施設をとということになりますと、当然、ほかの地域との整合性という面からいいますと、これはおかしくなってしまう。図書室を幾つつくる必要があるのかというところまでいくと思いますので、山崎地区の方には、本館とあわせて総合保健福祉センターをご利用いただきたいなど、このように考えてございます。

それから、協議会で図っていただきたいというお話でしたけども、市といたしましては、今申し上げた方針で取り組んでございますので、協議会で図る必要はないと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 認可保育所・幼稚園等災害対応ガイドラインの策定について、一般質問を行います。

本年5月に、東京都の町田市に災害対応ガイドラインの策定をしている先進地に、厚生文教常任委員会において視察を行ってまいりました。策定に至ったきっかけは、各園から申し入れがあったことや職員が各園のマニュアルを確認しチェックをすると、それぞれがばらばらで充実度にも差があることを認識し、市としてもしっかりとした情報を提供しなければ大事な子供たちを守れない。守るためには、情報提供を含め、それぞれの園に見合ったマニュアルを作成することが大事だと考え、ガイドラインを策定することへのきっかけになったということをおっしゃいました。

また、各地で集中豪雨等の災害が多発しており、災害時の備えを喫緊の課題となっていることや、各園が個別にマニュアルの整備を行っているため、災害時の対応レベルに差があり、具体的な対応が不十分な状況であること、保育施設向けの災害に関連したガイドラインが国や都から作成されていないので、統一した基準がないことから、各園と協議を行い、協力し合い、ガイドラインの策定に向け、動き出したということです。

ガイドラインを作成し、それぞれの園でマニュアル等を見直すなど、また、さまざまな起こり得る災害を想定し、対応策を考えることで、意識の向上とともに、どの園ともスキルアップを図ることができるというふうに、職員がおっしゃる言葉には、このことについては非常に私も重要だと考えております。

そこで、各園のマニュアルについて内容を把握しているのか。また、災害時、十分に対応できるものとなっているのか、お聞きをいたします。

2つ目は、子供の安全を守る上で、指導や助言、アドバイス等はどうのようにしているのか。

3点目は、訓練の実施状況についてお聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目の1点目、各園のマニュアルについて、内容を把握しているのか、また、災害時十分に対応できるものとなっているかについてお答えします。

市内の公立保育所4施設、私立保育所2施設、認定こども園2施設、地域型保育施設2施設について、災害対応・自己防犯対応についてのマニュアル、消防法に基づく消防計画を整備しており、県及び市が毎年1回実施する指導監査において、災害時に活用できるようにマニュアルの内容の把握、精査を行っております。

なお、市内私立幼稚園2園につきましては、所管が県教育委員会となるため、市

で詳細までは把握しておりませんが、問い合わせしましたところ、学校安全計画を策定し対応しているとのことでした。

次に2点目、子供の安全を守る上で、指導や助言、アドバイス等はどうしているのかについてですが、先ほどご説明した県や市が実施する指導監査で行うほか、毎年1回那賀消防組合による訓練の立入検査において、指導及び助言を受けております。

次に3点目、訓練の実施状況についてですが、保育所、認定こども園、地域型保育施設においては、児童福祉法に基づく運営基準の中で、月1回以上の訓練が義務づけられており、地震や火災、不審者などを想定し、毎月、避難及び消火等の訓練を実施し、写真や訓練記録の保管も行っております。

市としましても十分な安全対策に今後も努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 内容については、全ての園において把握されているということをおっしゃいました。私が肝心なのは、災害時に十分に対応できるものとなっているのかという点なんです。例えば、災害といっても、地震、豪雨、洪水、火災、それぞれ全部違うと思います。それがマニュアルといっても同じものなのか、いやいや多少なりとも全然違うという、中身によっては避難の仕方も違うければ、例えば園内の置いているもの、固定だったりとか、全てにおいて全部備えも違ってくると思うんです。その辺についてどのようなになっているのか。

幼稚園については、県の管轄だから、県のほうがしっかりやってくれているのと、市が問い合わせたということをやっているんですが、それだけで任せていいのかというところがあるんです。というのは、想定される災害や情報を共有できる仕組みというのが整っているのかということなんです。

例えば、園に置かれている立地、特性によって、災害時の危険は違ってきますし、それぞれの見合ったものになっているのか、園任せになっていないのかということが危惧されます。

例えば、市の防災マップや県の土砂災害ハザードマップなどを生かしたマニュアルに、それぞれの園がどのようにつくられているかというのをやはりきっちりと抑えた上で、例えば、不十分なところがあったら、それに対してはしっかりと検討するようにアドバイスをしていくというのが市の役割であると思うんです。その辺がどのようなになっているのか。

また、園内だけで起こり得ること、災害というのは、外出時の対応策というの也被えられるんですね、お散歩中だったり。先ほども午前中からもあったように、やっぱりお散歩行かれますから、そのときに、例えば地震が発生したとき、また火災が発生したときとか、どのように子供を守っていくのかというのは、それぞれ想定をした中で、こういう危険度があるというのを十分に把握した中で、子供たちの安全を守ることができると思うんです。それが本当に十分となっているのかという点は、しっかりと検証が必要ではないかと思います。

町田市のマニュアルは、ちょっと中身紹介すると、園の周りで起こり得る災害を想定もしているんです。園内の安全環境を確保するためのチェックリストやバス運行時に災害が発生した場合どうするのかとか、例えば、公立の保育所では、バス等々は運行しておりませんが、私立の保育園では運行していますよね。そうした中で、移動時のバスのときの対応策というのは、きちんとつくられているのかどうかというのをも含めて、市がちゃんとそういうことを知っているのか。また、災害が発生したときに、保護者などが迎えにこれない場合の残留園児の保護についてとか想定されながら、どうしていくかというのを各園で、ガイドラインに従って、自分たちの園でのマニュアルを作成しているというのが町田市なんです。

物すごく、中身については非常に参考になることがたくさん書かれていると思います。ガイドラインをつくらうと思ったら、もちろん協議会開いて、物すごい準備が大変で、必要だと思うんですが、しかしながら、今、岩出市で不十分なところを、例えば、これを参考にしながら、こういうところは岩出市でできてないん違うかな、できているかなというのをすごくチェックする役にも立つと思うんです。

この間、私のほうとすり合わせのときでも、町田市のほうに行ってきましたよということを伝えているんで、多分、中身についても見られているかとは思いますが、こういう先進事例もあわせて活用しながら、市にとって、子供たちを守るために、今どこまでできてて、また、こういうところは想定していないから、こういうところは岩出市でもきちっとしたものをつくらないといけないんじゃないかという観点で、いろんなことを想定しながら、取り入れることができるのではないかと考えます。

ぜひこうしたものを使いながら、不十分なところについてはきっちりとやっけていくという対応策が必要だと思いますが、それについてどうでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

市来議員ご指摘のガイドラインについてですが、東京都町田市の事例につきましては、非常に先進的な取り組みでございます。現状では同じような、同様のガイドラインを策定することは難しいとは考えてございますが、市としましても参考になるようなところは、今後取り入れていきたいと考えてございます。

また、それぞれの各園のマニュアルにつきましては、それぞれの園において事故防止・防犯マニュアル、それから地震等災害マニュアルということで、また作成してございます。

また、先日の大津での事故以降、すぐにまた検証したりとかしながら対応してございます。今後も児童の安全のために、いろいろ考えていきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 3歳児6カ月健診の眼科検査の充実をについてです。

子供の目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までに完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に、治療がおくれ、十分な視力が得られないとの指摘がなされております。

斜視や強い遠視などによって視力が正常に育たない弱視の子供は、50人に1人の割合で見られるという調査結果がわかっています。

弱視には、主に次のようなタイプがあります。形態覚遮断弱視、斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視です。重症度としては、形態覚遮断弱視が一番重く、その次、斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視の順に軽症になります。

2歳以降に生じた斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視など、大部分の弱視は3歳児眼科検診で発見されれば、治療によって十分な改善が見込まれます。しかし、外見からはよくわからず、親が発見するのも難しい。弱視の子供は生まれたときから、あるいはごく小さいときから同じ状態なので、言葉がしゃべれるようになっても自分の異常に気がつきません。保護者や保育園、幼稚園の大人など、周りが気づかなければ見逃してしまうことになります。

専門家からも、3歳児健診で見つけて治療すれば、小学校に入る前に治せるが、

健診の体制が十分ではないとの指摘があります。弱視は近視と異なり、眼鏡で矯正しても視力が十分出ないと言われ、見る力が発達する乳幼児期に治療することが重要で、3歳児健診の視力検査は大きな節目となります。

小学校に進む前の就学時健診では、弱視を発見できても、その後の視力向上が見込めないおそれがあります。検査については、全国的に同じ様式で行っているところが多いと思いますが、第1段階の検査は普通、家庭で行います。子供が正しく答えられるかどうかや保護者のやり方によって漏れが出る可能性があります。

集団健診は小児科が行い、問診によって発見できる場合もありますが、その後の検査に行かない人もいるため、漏れが生じる可能性もあります。

本市の3歳児の視覚検査の現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。市における眼科検査の方法についてお聞きをいたします。

幼稚園では学校保健安全法により、保育園では児童福祉法により、3歳児から視力検査実施が規定されています。しかし、日本眼科医会の調査によると、幼稚園での実施率は48.3%、保育所での実施率は34.7%にとどまっており、3歳児に限ると、幼稚園は12.9%、保育園は12.8%しか実施していないという結果が過去に出ております。

そこで、市の認可保育園での眼科検査についてどのように行っているのか、お聞きをいたします。

3つ目は、健診における2次検査に進んだ人数と割合はどうか、2次検査に来た人数と割合はどうか、精密検査の判定を受けた人数と割合はどうかについて、お答えを求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目の市における眼科検査の方法はについてお答えします。

健診の対象となるお子さんには、3歳児視力・聴力検査票を送付しており、自宅で保護者の方にランドルト環を用いた検査を事前に実施していただいております。健診当日は、検査結果と保護者に記入していただいた目に関するアンケートを小児科医が確認し、必要であれば眼科受診を勧めております。

なお、家での検査ができなかった場合は、当日、別室において保健師や看護師が保護者とともに検査を実施しています。さらに、健診のフォロー体制として、盲学校の先生による見え方の相談も実施しております。

次に、2点目の認可保育園などでの眼科検査はについてですが、認可保育所、認定こども園においては、眼科検診の実施が義務づけられており、毎年1回、嘱託医師による眼科検診を実施しております。

次に、3点目の健診における2次検査に進んだ人数と割合はどうかについてですが、健診でさらに検査が必要として眼科受診を紹介した人数と割合は、平成28年度は428人中81人で18.9%、平成29年度は464人中61人で13.1%、平成30年度は479人中93人で19.4%になっています。

そのうち眼科を受診した人数と割合は、平成28年度は81人中35人で43.2%、平成29年度は61人中23人で37.7%、平成30年度は93人中40人で43%となっております。

さらに、眼科を受診し、要観察となり、継続して眼科受診が必要となった人数と割合は、平成28年度は35人中22人で62.9%、平成29年度は23人中15人で65.2%、平成30年度は40人中32人で80.0%になっています。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 視力検査に使う指標は、先ほどおっしゃったみたいに、ランドルト環とこのを用いてやっているということではと言われました。いわゆる皆さんもご存じだと思うんですけど、丸で中がすき間というか、空白部分があってという部分になると思います。

そして、見え方に関するアンケートを配って、これ、先ほども言わせていただいたんですが、全国的に同じ様式を使っているんですが、大体。これはすごく漏れる可能性があることが指摘されているということですね。現状、市の方法で、同じようにいくと、第1段階で問題なしとされれば、第2次検査には進みません。例えば、お母さんの中には、うちの子はテレビ見てるし、大丈夫というふうな形で思われたり、絵本読んでいるから大丈夫と思っている方も物すごく多いんです。

子供や親が保健師の言うことを理解できなかったり、うまく答えられなかったりする場合もあることがあります。もちろん健診方法も各自治体に任されて、転居を理由に受けないままの家庭もあると。先ほど聞いたみたいに、まあ、2次検査に進んだにもかかわらず、受診されてない方もかなりの数がいらっしゃいます。

健診方法も各自治体に任されているために、3歳児健診で弱視が見逃されている例が多いというふうな形では、専門医のお医者さんのほうも指摘されているんですが、目の異常というのは、就学前の早期治療が有効とされることから、厚生労働省が、2017年の春に、全国の自治体に3歳児健診で視力検査を適切に実施するよう通

知を出しているかと思います。

その中で3歳児健診で異常が見逃されると治療がおくれ、十分な視力が得られない場合があることを周知するなど、保護者への啓発の重要性を指摘していると思います。厚労省の通知の中では、参考として、ランドルト環を用いた視力検査の実施可能率が載っていますが、3歳0カ月児で73.3%、3歳6カ月児では95%という数字があります。

うまくできなかつたと保護者が正直に申請すれば、先ほどの岩出市のように、例えば保健師だったり、次の眼科医さんと一緒に進めてできるということですが、これ、まあいいかと、適当に答えた場合に、検査というのはそこで終わってしまいます。目の異常というのは、その子供の生活に大きな影響を及ぼすという点では、3歳児、しっかり発見していく手だてというものをつくらないといけないと。

そのためには、やはり保護者が、まあいいわ、テレビ見ているから大丈夫とか、絵本を読んでいるから大丈夫とかと安易に考えるのではなく、早く発見することによって、こうした異常がしっかり治せるんだという意識を持ってもらうことが、自分の子供に対してどうかなというのをやはり意識づけ、しっかりと見て、また、相談をしようかなとも思うような環境がつかれると思うんです。

そのためには、やはり住民に対して重要性というのをしっかり意識の向上に努める必要があると思うんですが、それについて、今後どのように行っていくのか、これについてお聞きをしたいと思います。

厚労省に沿った対応をどう進めていくのか。月齢によってはランドルト環を用いた視力検査の実施が困難なケースもあることから、家庭において視力検査を適切に実施することができたか保護者に確認するとともに、適切に実施することができなかった受診児に対しては、必ず3歳児健診の会場において視力検査を実施すること、これは多分岩出市はできていると思います。

0.5の資料が正しく見えなかつた受診児及び視力検査を実施することができなかった受診児については、その後、保護者に対し、眼科医療機関の受診を勧めること、これもできています。

ところが、先ほど言ったみたいに、2次検査や2次検査に来た人が精密検査を受けたかどうかというのは、かなりまた、これ低いんですね。81の方が、例えば2次検査に進んだけども、2次検査に来た人は35人、35人の中の精密検査を受けた人というのは、さらに22人というふうに非常に低くなっているんです。それがこのままになってしまっているのではないかとこのところが危惧されます。

必要と診断された方に、やっぱりきちっと受けてもらうための対策として講じることが必要ではないか。医療の受診を進めた場合には、受診結果について、保護者に確認することというのが、多分、通知の中にあると思うんです。それをどのように進めていくのか、お答えをいただきたいと思います。

また、次に、見逃さないために、従来の3歳児の視覚検査の方法では100%発見することは困難です。それがゆえに、厚労省のほうも通知が出されているかと思えます。3歳児の健診時に視覚異常の発見の可能性の高い機器の導入、これを検討したらどうかということをご提案させていただきたいです。

現在は、操作が簡単で、眼科医でなくても扱うことができる簡易スキャナーという機器が開発されております。弱視のリスクを1秒ほどで判定できるというものです。子供に見えるかどうか答えさせる必要もなく、判定の精度も高いと言われております。厚労省の通知後、この機器を導入する自治体が各地でふえてきています。市でも導入をして、やはり早期発見し、子供たちの健康におくれをとらないように、すぐに発見すれば治るということを考えれば、導入の必要性があるのではないかと考えますので、これについて導入を求めていきたいと思っております。

以上です。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

まず、眼科検診を受診する子供の割合がかなり低くなっているということでございます。眼科への案内については、通常、健診の際に異常等が認められた場合に、専用の用紙をお渡しして受診していただくということで、受診者数をカウントしております。ただ、この用紙を使用せずに直接眼科へ行かれる方もございますので、正確な数字というのが把握できてございません。ただ、率が低いことは認識しております。率を上げるべく、保護者への受診の勧奨を引き続き今後も行っていきたいと考えてございます。

次に、眼科検診に有効な機器の導入ということなんですが、議員ご提言の健康機器につきましては把握してございますが、現在のところ、導入については考えてございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 再々というか、さっき答えていただかなかったと思うんですけど、確かに、

その紙を持っていけへんかったからつかんでないとおっしゃるんですが、それはただ単に無責任じゃないのかなと思っちゃうんです。というのは、先ほども言ったように、眼科医療機関の受診を勧めた場合には、受診結果について保護者にちゃんと確認してくださいよという通知が来ていると思うんです。それに対して、私はどうするのかというふうに先ほど答えていただきたいということ聞いたと思うんです。

その用紙を渡しているけど、用紙持ってきてへんから数字がつかめませんよというのではなく、勧めた場合には、やはりその後どうなったのかというところを追っていかないと、治すことが十分可能なんだから、そこをどのようにして保護者に伝え、きっちりとわかってもらうような対応策を行うのかというのが一番重要だと思うんです。

それができるのは、もちろん市の行政の仕事やし、やらなければならないことだと思うんで、そこについてどのようにしていくのかというのをまず1点お聞きしたいのと、導入は考えていないと言うのではなく、導入をして、すぐに見つかるというふうに、発見される、時間もかからないということであれば、皆さんの健康と安全、子供たちを考えるんだったら、これ導入もほかの自治体ではできているのに、岩出市だけではできないというわけではないんで、しっかりとこちらについても導入するように、ぜひ求めておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、健診で眼科受診が必要な方には受診してくださいねということで、受診の紙をお渡ししています。部長のほう、お答えさせてもらったように、その紙を持たずに乳幼児医療なんでただで受診できる場合もありますので、その紙を持たずに行かれる方もおられます。ただ、うちの保健師としては、紙を渡して、それでほったらかしにしているわけではなくて、渡して、それで受診していただいた方は、お医者さんからその紙が返ってくるんでわかるんですけども、何も返ってない方には、こちらから連絡をとって、どうされましたかというのを聞かせもらっています。

その中で、その紙を使わずに行きましたよというのがあるので、それは先ほどの回答のとおりなんですけど、中には電話番号とか書いておられなくて、なかなかお母さんと連絡がとれない方というのは何人かおられます。そういう方については、もしかしたら行かれているかもわからないんですけども、その辺がちょっとはつき

りしないところがありまして、数字というのは返ってきた数、それと保健師が確認した数がこの数字になっておるといところです。

ただ、部長も言いましたように、率はちょっと低いかと思しますので、その分は上げるように努めていきたいと思ひます。また、健診の折りには、厚生労働省の通知にありましたように、眼科検診が重要である旨は伝えていきたいと思ひます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 健診機器についてでございますが、現在、和歌山県内で導入している市町村ですが、和歌山市2台、田辺市1台の県内では3台という形になってございます。

したがいまして、岩出市につきましては、まだ現時点では検討してございませんので考えてございません。

○田畑議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願ひます。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

いずれも今回質問する事項については、市民の皆さんの要望と生活に密着した事項ばかりでありますので、市当局の誠実な答弁をまず最初求めておきたいと思ひます。

まず第1点に、道路の維持管理・保全についてであります。

日常生活において、私たちが道路の使用は欠かすことができない最も大切なインフラであります。道路の維持管理では、縁石の周りの雑草が生い茂り、歩くことや自転車通行にも支障を来している実態があります。

また、学童・児童の通学道路においても苦情が出てきております。本来、これらの道路は、市道であれば岩出市が維持管理し、保全すべきであります。県道や国道はそれぞれの管理者が主体的に、問題ないかどうか日常的にチェックをしていくというのが役割であり、責任だろうと思ひます。市民に不都合が起きないようにすべきであります。この観点から以下の点について質問を行います。

まず第1点は、市道の維持管理・保全はどのようにされているのか。

2点目に、県道及び国道の除草は年間何回ぐらい実施をしているのか。

3番目に、市道における袋小路の逃げ道のない道路・災害時の避難道路、これら

については道路の確保が大切であります。確保されているのかどうか、質問をしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、道路の維持管理・保全について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、市道の維持管理・保全はどうかについてお答えいたします。

市では事業部と上下水道局が連携し、市内を8エリアに分割し、毎月第2週及び第4週において路面の状態等の目視、降車による確認点検を行っており、点検の際、異常を発見した場合は、簡易舗装材による緊急措置やカラーコーン等の設置による安全対策を行い、その後、速やかに専門業者による補修を実施しております。

なお、市道の草刈りについては、年2回実施してございます。

次に2点目、県道及び国道の除草は、年何回実施しているのかについてですが、国道24号の除草・剪定は年1回を基本とし、通行の安全や視認性が確保できないなど、現地の状況を確認した上で順次実施していると、道路管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から聞いております。

また、県道泉佐野岩出線ほか6路線の除草・剪定につきましては、年2回、業者が実施している箇所と市民等からの要望で随時県職員が対応する場合がありますと道路管理者である那賀振興局建設部から聞いております。

次に3点目、市道における袋小路の逃げ道・避難道は確保されているのかについてですが、現在、市の重点事業として日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時に備えた安全な通学路の確保を目的とした市道金屋荊本線ほか2路線において、生活道路の環状化事業を実施しております。

また、市道認定を前提とした宅地造成における新たに設置される道路につきましては、開発区域の規模や形状、周辺の土地の地形及び利用状況に照らし計画されることから、小規模な宅地造成や周辺に既に建築物が建ち並んでいる場合など、行きどまり道路を全面的に禁止することは現実には困難であると考えます。

開発協議におきましては、できる限り通り抜けや環状化を図るよう指導しておりますが、やむを得ない場合は基準に基づき、車両の通行上、支障のないよう計画を行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この道路の維持管理についてですが、特に私はこの問題について指摘をしておきたいのは、道路維持管理に対して、幾つか重点項目を設定しておられると思うんですが、指摘しておきたい数項目についてお聞きをしたいと思います。

まず、市道の舗装の老朽化については、目視して、その原材料とか、穴ぼこが空いているところについては補修をするということだろうと思うんですが、そのほかに道路の排水施設、それから橋梁の維持管理、耐震化、それから街路灯の新設及び球切れの維持管理、あるいはカーブミラーの維持・補修、それから街路樹における剪定等の維持管理、ガードレール等の防護柵の維持管理、あるいは市道であれば、市道に放置している車両の撤去、ここら辺についてどのようになっているのか。また、道路の里道、法定外公共物における市が管理している道路の維持管理についてはどのようなチェックをしているのか、ここら辺について再度ご答弁いただきたいと思います。

この市道の維持管理において、特に目につくのは、やっぱり春先から芽が出て、県道沿いあるいは市道においても縁石の周りに草が生い茂って、子供たちが通行できないような状況になっているところが目に見えております。ここら辺については、市道については年2回ということではありますが、厳に2回に固定することなく、その都度、非常にひどいところについては実施をすべきだというように考えております。

また、県道や国道においても年1回ということではありますが、中央分離帯の茂みによって視野が狭くなるということも考えられますので、年1回が妥当なのか、これは私もこの年1回では不十分であるというふうに考えておりますので、これらの点については、市のほうから維持管理の所有者である県道や国道の問題についても逐一上げていくという姿勢がとっておられるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3点目の袋小路の道路の点で、災害時の避難道路ということで指摘をさせていただきました。特に、これは中島のグリーンタウンとか、さぎのせ公園の近くの団地においては、紀の川のほうが氾濫して水があふれた場合に、北に抜ける道路がこれ狭くて、車両が一気に通行できないような状況になっていると思っております。

これらについては特に逃げ道を確保するということで、新設の道路をつけると、あるいは旧の字ですね、これらについては道幅が非常に狭くて、状況からいって非常にきびしいところが、畑毛や中島の一部地区それから西野地区、宮関係等もある

んですが、これらについても必要なところについてはバイパスをつけて、迂回道路として避難道路を確保していくという姿勢をとるべきであろうというふうに思いますが、これらについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

市道のパトロール、点検につきましては、先ほど申しましたように、点検強化を行って、事業部と上下水道局の職員が連携して実施してございます。

市道のほうにつきましては、路面、側溝、横断溝、グレーチングであるとか蓋であるとか、その辺については車から降車して目視と打音による点検をしてございます。それから、防護柵、樹木の繁茂、それと水道の漏水箇所であるとか、仕切弁の段差であるとか、マンホールのがたつきなどとか、そういうのも全て点検をしてございます。

それと法定外公共物につきましては、岩出市内には里道がたくさんございますので、そのほうについては点検をしておりますませんが、市民から、ここ危ないよとかいう問い合わせとか要望がございましたら、職員が現地に出向いて点検をして整備に当たっております。

それと、街灯につきましても、点検を毎月第2週、第4週に実施してございます。

それで、市道の草刈りについてですけれども、それも年2回やってございますし、以前、山本議員からご質問がございましてから、市道の縁石のほうに草が繁茂しているところについては、ほっておくと環境面もあるし、衛生面、犬のふんがしたりとかという衛生面もございしますので、随時そういう草刈りを実施してございます。

県道・国道につきましては、国道は、以前、年2回除草していただいていたんですけれども、政権が変わったときやったと思うんですけれども、年1回になってございます。それも山本議員から、国体のときやと思ったんですけれども、ご質問あったときから、市から国土交通省のほうへ何遍も要請した結果、年1回というのは、基本的に国道については統一した見解で、年1回という回答をいただいておりますけれども、国道については、中学生、高校生の通学路になってございますので、特に歩道が繁茂しているということで、再度何回も国交省のほうへ折衝した結果、状況に応じて逐次やりますよということで、1度、2年前かな、現地ずっと歩いてもらって現状を説明した経緯もございます。

それと、県道につきましては、随時市のほうから那賀振興局建設部のほうへ要望

して、随時縁石のほう、草生えているところについては対応していただいております。県のほうも那賀管内がたくさんある中で、岩出市は特に整備していただいていると思っております。

以上です。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質問の袋小路で避難路という話でございますが、避難につきましては、まずは徒歩等で逃げていただくというのが基本としてございます。

しかし、どうしても体等ご不自由があって避難できない、そういう方いらっしゃると思いますので、今現在、私持っていますこのチラシですけれども、これにつきましては、7月の広報と同時に配布させていただいたんですけれども、警戒レベル3、このときは高齢者等は避難ということになってございます。また、警戒レベル4の全員避難ということで、適切な時期にこういう情報が流せるよう情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 道路に放置される車両等につきましては、条例に基づいて、パトロール、また市民からの通報により適切に処理、対応してございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 中島のグリーンタウンのこのバスパス道路というのは計画ございません。岩出市の市道の要望というのはたくさんございますんですけれども、新設道という議員のご質問やったと思うんですけれども、新設になりますと、用地の取得が原則確保しなくちゃいけないということで、地元が用地を確保するんでバイパス等をつけてくださいよという要望があれば、うちで検討していくわけなんですけれども、市から特に率先していかねばならないような状態ではないと思います。

今現在、市で計画しているのは、先ほど申しましたように、金屋荊本線等々の生活道路の環状化事業を実施してございますが、それを岩出市内全部を網羅する計画になりますと、そういう費用面からもありますので、健全財政を堅持していく面からも優先順位をつけてございますので、あらゆるところから道をつけていく計画はございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 道路の維持管理・点検についてですが、これについては統一したチェック事項をもって、8分割に分けてやるんだということですが、それについては統一

したチェック項目で実施をされているのか、それについてお聞きをしたいと思いません。

それから、避難道の中島グリーンタウンの関係等についてですが、全体をすることでは、私は言うておりません。必要なところにお金をつぎ込んで、万が一に備えて、そういう道路の体系を、道路の流れをつくっておくということが求められるというふうに思います。それについて再度お聞きをしたいと思いません。

それから、道路維持管理についてですが、これは香川県のさぬき市においてはこういうような道路の草刈り活動等について、道路愛護活動奨励金というものを交付して、町内会とか各自治会にそれに見合った形で現物を給付するという制度があって、それを活用して、全てを市の職員でそれをやるということは、これは物理的にも不可能だと思うんですね。

そういう意味では、これらを参考にして、そういう制度をつくって、そういう人たちに事故の発生場所、事故の原因、状況等、そういうものを上げていただいて、それに対して助成をしていくという考えをとって、非常に美しくなったということも聞いております。

こういう問題について、岩出市ではお考えがあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思いません。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

道路及び街路灯等のパトロール点検のマニュアルを作成してございます。それで、点検の期間であるとか、内容であるとか、点検報告であるとか、補修等にあるとかという項目を作成して、写真でこういう点検しなさいよというマニュアルをつくって、職員に周知してございます。

それと、グリーンタウンの件なんですけども、グリーンタウンからは避難できる大きな道もございますので計画はございません。

それと、市民に草刈りをお願いして交付金なり補助金なり出すという件につきましては、草を刈っていただくのはありがたいんですけども、そこで事故等あったときの保障とか、いろいろ問題がありますので、計画はございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。

休憩

(14時23分)

再開

(14時40分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問を行います。2番目は、岩出の法務局、岩出市役所の前にある岩出法務局についてお聞きをしたいと思えます。

今は、ちまたでうわさになっている岩出法務局の業務移管と閉鎖についてであります。岩出市の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

今後の対応も示していただきたいと思えますが、本来、国は警察権と称して、地元の市民や住民の利便性を無視しようとしております。法務局の設置については法務局の支局、出張所の配置に関しては地域の自然的・地理的諸条件、社会的・経済的諸条件、地域住民の生活指向等地域の实情に十分配慮すること、地域住民に対して法務局の適正配置の趣旨及び目的について十分説明して、その理解と協力を求めるとともに、統合後における法務局の位置の具体的な実施方法については、地域住民の意見をできるだけ尊重することとして、方針が出されております。

ところが、このたびの統廃合については、平成7年の答申、これらの基準と異なっていて、住民サービスが片道30分から60分離れたところの登記所まで行かなければならない。不便を強いることになるということが発生をしてきます。

また、法務局の駐車スペースも狭くて、利用者にとっては不便であるということがはかり知れるというのが思えます。この問題について、今のところ具体的にいつからということではないんですが、近い将来、こういう動きが出てくることは察しをできますし、岩出市として、現在どうこの問題を質問するに当たって調べておられるのか、認識されているのか、以下の3点についてお聞きをしておきたいと思えます。

まず第1点は、法務局への移管等というのは事実かどうか。

2番目に、岩出市として、この件に対して認識と基本方針はどうか。

3番目に、市民・住民の影響は重大であります。これらによって関係する自治体と連携して、現状の状況のまま統合しないように求めていくことが必要ではないかと考えます。また、岩出市職員においても、これら法務局における不動産登記事項証明書とか、その他戸籍とか、動産の債権の譲渡とか、供託とか、供託は今法務局

でしかやっておりませんが、これらの問題についても影響が出てきますし、看過できないような状況になるのではないかというふうに思いますので、岩出市として調査をした結果、どういうことが起きているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の2番目、岩出法務局についてですが、地方法務局では、登記所の業務量、地域の地理的条件に留意しつつ、登記所の配置が適正となるよう統廃合の取り組みがなされております。

和歌山地方法務局によりますと、登記所の適正配置の基準といたしましては、原則として、1つの広域市町村圏に1つの登記所がありますが、当面は、登記申請事件数が1万5,000件未満で、隣接登記所への所要時間がおおむね30分以内といった要件に該当した場合、統合の対象となることが示されております。

しかしながら、岩出出張所が統合された場合、市民の利便性が損なわれることになり、宅地開発が進む本市にとって、登記所は重要な国の行政機関であることから、岩出出張所の存続を紀の川市と共同で、既に要望書を提出しています。

なお、詳細については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の2番目、岩出法務局について、1点目から3点目まで一括してお答えいたします。

和歌山地方法務局岩出出張所の統合については、和歌山地方法務局から本局へ統合する計画である旨の説明を受けております。岩出出張所の管内では、年間約9,500件の登記事件数があり、岩出市役所から本局までの所要時間は、一般道で23分ということで統合の対象となりますが、本市では宅地開発が盛んに行われており、今後も登記申請件数の増加が見込まれます。岩出出張所が統合されますと、市民の利便性が損なわれることから、市といたしましても、紀の川市とも連携し、平成31年3月29日に和歌山地方法務局に対し、統廃合について再考いただくよう連名で要望を行っており、岩出出張所の存続を要請しているところです。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この岩出地方法務局のページから見ますと、これは平成15年7月28日に、既に那賀郡粉河町・那賀町が従来あった橋本支局から妙寺支局というのがなくなって、橋本支局と岩出出張所に分割されたという経過があるわけです。そうしますと、

今、紀の川市と共同で要望しているということでもありますので、その推移を見なければならぬんですけども、ぜひ岩出市としては頑張ってください、岩出の法務局については統廃合しないように強く行動を起こしていただきたいことを重ねて求めておきたいと思います。

また、紀の川市と岩出市で出した要望書、提出文書については、また後日、議会のほうに提出を要請しておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

さきに答弁をさせていただきましたけども、現在、紀の川市と連携して、和歌山地方法務局に対し統廃合について再考いただくよう岩出出張所の存続を要請しているところでもあります。

重ねてということでの再質問だったかと思いますが、この方針で引き続き存続の要請を行っていきたいと考えてございます。

済みません。あわせて連名で行った要望書の開示については、議会から要請をいただいたら開示をしたいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 3番目の質問をさせていただきます。

水栖大池公園というんですか、こういう名称であろうと思うんですが、水栖大池の管理についてであります。ここ最近、公園の草や木や雑草等、周辺の環境整備、ボランティアの皆さんが活動されている方からの相談であります。

今後のあるべき姿を岩出市としてどう考えているのか、問いただしておきたいということで質問をさせていただきます。

まず、今回の通学路に関連して、道路に関して、あわせてお聞きをしたいんですが、これらの諸問題については、担当課長にも1度お話をしたんですけども、まず、この公園の維持管理についてどうなっているのか、誰がしているのかということでもあります。

それから2番目に、公園の照明、これは現在機能してなくて、消えたままである

ということで、夜間、散歩される方、児童が通る場合に非常に暗くて問題があるという問題も起きておりますので、公園の照明についてはどうするのか。

それから、公園内の通学路となっている園路ですね、周辺の道路について、岩出市はどのように認識をされているのか。

それから4番目に、この地の三角地の維持管理・所有者及び除草の管理はどこでやっているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の3番目、水栖大池公園について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、公園の維持管理はどうかについてお答えいたします。

公園内の池や堤の草刈り等の管理は、池の管理組合である四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会で、公園内の清掃、草刈り、芝生の維持管理は地元住民で組織する水栖大池保全委員会と四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会で、トイレや遊具等の施設修繕や清掃活動等の実施者に対する消耗品等の支給は市となっています。

次に2点目、公園の照明はどうかについてですが、水栖大池公園の照明につきましては、平成30年9月議会で田畑議員のご質問にお答えしたとおり、平成23年4月の開園時には、園内及び池の園路西側・南側で点灯しておりましたが、近隣住民の方から、子供たちが夜遅くまで騒いでいるといったご意見があったり、照明設備が壊される事案が発生するなどしたため、平成24年3月から消灯しております。

なお、消灯による対応は継続しており、現在のこの変更の予定はありません。

次に3点目、公園内の通学路となっている園路についてと、4点目、三角地の維持管理者、所有者及び除草の管理はどこかについて、あわせてお答えいたします。

通学路となっている園路、三角地におきましては、水栖大池公園内となりますので、1点目の答弁のとおり、地元住民及び池の管理組合となっています。

また、通学路として、現状は支障ないものと認識しています。

なお、土地の所有者につきましては、88人の共有となっています。

最後に、水栖大池公園が良好できれいな環境にあるのは、清掃等のボランティア活動をしていただいている地域の皆様のおかげであることをこの場をおかりして、お礼を申し上げます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この水栖大池の公園に関して、今までも質問があつて、問題点が浮き彫りになってきておるんですけども、やはりこの公園の三角地のところに樹木を植えておった方がおられます。それについては維持管理ができないんで抜くようにと。5月末に岩出市のほうから来て、それを抜き取っているということでもあります。

今聞きますと、この維持管理については水栖大池保全委員会といいますか、そういうところで所有権も88名の共有であるということですから、岩出市がそこまでの権利があるのか。88名の所有者の皆さんには、維持管理をして雑草を除草したり、非常に地域住民、子供たちも非常に楽しくそこ周辺を利用して、楽しんでいるという状況があります。

また、最近、この梅雨時期に入って草が生えてきて、ヘビ等が発生しているということを知っております。ヘビについてはマムシでなかったということなんで問題はないと思うんですが、この通学路に関しては、これは教育委員会の絡みがあるんですが、通学路として公園内を指定しているのかどうか。そうすれば小学校の関係で、誰がここら辺の除草をするのかという問題も発生をしてくると思いますので、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思ひます。

それから、照明についてですが、一時期そういうことがあったと思うんですけども、せっかくある設備を壊されたということで、そういうことはしないんだと。それから、夜間で子供たちが遊びに来て騒音を立てるということもあるんですが、そこら辺は人間のすることですから、指導して、話し合つて、そういうことのないようにすれば、当然、照明をして、明るくして、不審者とかそういう行動の起きないような状況にしておくということが求められると思うんですが、今のまま照明をつける意思がないということなんですけども、壊されないようなカバーをすれば、そういうことにすれば、これは用を足すんではないかなと、こう思ひます。

そこら辺について、岩出市では、今の話では、所有権者の88名の共有になるということでもありますので、そうしますと、岩出市がその地に対して何を植えたらあかんとか、そういう権限がないんじゃないかと思うんですが、これについて確認をしておきたいと思ひます。

それから、もう1点ですね、ボランティアの皆さんの活動によって、この市政懇談会の中で市が回答している内容では、通学に支障のない状態になっていると。大変感謝をされているということなんですけども、それは誰に依頼して、誰がそれをやっているのか。岩出市として把握されているのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

水栖大池公園の維持管理につきましては、池の管理者である四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会、地元で組織する水栖大池保全委員会及び市との間で管理に係る協定、水栖大池多目的施設維持管理に係る協定書を平成22年12月24日に締結してございます。それに伴って、池の管理は市となってございます。

それと、照明の件なんですけども、照明を点灯することにより、未成年の夜間徘徊のたまり場となり、迷惑行為の誘発にもつながること、また青少年健全育成の観点から児童生徒には夕刻の帰宅を市内放送により促していることから、現在のところ必要ないと考えております。

また、夜間にウォーキング等をされる方については、地域の事情をご理解いただき、ライト等を携帯し、ご利用をお願いします。

なお、照明の再検討につきましては、利用される方々は地域のお住まいの方が多いためと思われまますので、近隣区自治会や水栖大池保全委員会の総意のもと、要望があれば再検討してまいります。

それから、ボランティアの方が植樹した木をとるというトラブルがあったということなんですけども、永年性の樹木につきましては以後の管理が必要となり、維持管理の負担が生じますので、設置しないものとしておりますが、個人ボランティアの方が植樹されたため、事情を説明し、時間を設けて撤去をお願いしたところ、対応していただける期間経過後、やむなく市で撤去したものでございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 水栖大池公園の通学路の関係です。周辺の道路を通学路として指定をしております。維持管理のほうは管理組合さんをお願いしているところでございます。

へびという話がありましたので、注記・注意喚起をしておきます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度再確認をしたいと思うんですが、樹木の抜いたことに対する市の責任というのを聞きたいと思うんですが、管理組合が主体的にすべきことであって、岩出市がなぜそれを抜いたのかという問題があるんですけども、その責任について岩出市ではそこまで権限があるのかと。管理地でもないのかかわらず、そういう

雑草とかそこら辺の除草をやっている人たちの了解を得ないで勝手に抜くということとは、越権行為だと私は認識しておるんですけども、それについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えします。

岩出市は公園の管理者になってございますので、市が指導したままでございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目の質問をさせていただきます。

近年、雇用情勢、一段と厳しいものがあります。需要と供給のミスマッチがあり、働く職場は岩出市においても限られたところしかなく、今後も即改善するとは言えないと考えております。

新卒で高校なり大学を出た若者は中央都市へ流出して、ますます人口の増加を望めないというのは現状だろうと私は考えております。二、三十年前の新興住宅地では跡取りもなく、高齢者住宅化として高齢住宅街となっております。雇用関係の変化というものは目に見えて厳しいものがあり、即解決するものではないと思います。

岩出市において、労働行政への取り組みについては、目に見えてほとんどないのが現状と言わざるを得ません。最近、6月に入ってから、安上地内の物流センターであるエニシルというのは閉鎖をされて、そこで働くパートの女性の皆さん、主婦の皆さん、約二、三百人が解雇されたと聞いております。

岩出市は企業を誘致したときには、お手柄のように宣伝されますが、今日どうなっているのでしょうか。

そして、以下の質問を行いたいと思います。

この企業の旧エニシル、今、シャディという名前に、ネットで見たら変わっておるといことなんですが、この移転・閉鎖における解雇者は何人なのか。今まで岩出市として対策や解雇者に対する支援なり手だてというのはどのように取り組みをされてきたのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の4番目、事業所閉鎖について、通告に従いお答え

いたします。

まず1点目、解雇者は何人かについてお答えいたします。

スリーハートコーポレーション株式会社和歌山物流センター、旧エニシル和歌山物流センターにつきましては、6月10日に事業所を閉鎖し、離職予定者は約200人と聞いておりました。しかしながら、一部業務が9月10日まで実施、それに伴い、約100人が継続して雇用されると聞いております。

続いて、次に2点目、この影響について市の対策及び方針はどうかについてですが、今回の離職予定者については和歌山労働局和歌山公共職業安定所と連携して、ワークプラザ紀ノ川の臨時相談窓口を設置するほか、先日、6月25日に岩出市総合保健福祉センターにおいて離職者を対象とした就職フェア合同企業面談会アンド企業説明会を開催したところ、求人企業11社が参加し、62名の求職者が来場しました。市といたしましても、市内企業に声かけを行うなど雇用の確保を図っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この企業閉鎖に関して、今、9月10日まで雇用を継続するという事なんですが、基本的に、こういう物流産業というのは、太平洋ベルト地帯中央にスクラップ・アンド・ビルドで終えんされていくというのは、企業のならわしでありまして、これらの問題によって、今日発生をしていると思うんですが、9月10日以降の100名については、その時点で解雇されるのか、100名については、求人フェアをして、そういう就職に結びつけるという行動をとっていくんだということではありますが、11社来られて、何名そこで雇用が、就職が決定をされたのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

9月10日以降の100名につきましてはですが、事業所が閉鎖されるというふうになっておりますので、この日をもって離職されるということでございます。

市といたしましては、引き続き労働局と紀の川市と合同で離職者の雇用対策、まず起こしていきたいと思っております。

それから、先日の合同就職フェアでございますが、説明会というような形でございますので、その場で就職が決定しているものではございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これからも岩出市内における基幹産業というのは非常に少なく、サービス業とか、これらの企業というのは多くあると思うんですが、こういうような形で解雇者が出るということは、岩出市にとってもマイナスでありますし、この労働行政の中心を担う岩出市として、担当部署を設置して、これらの離職者をなるべく、解雇されても次の職場に就職できるという手だてをやっぱりしていくことが求められると思うんですが、これらに対して岩出市の考えを聞かせてください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えします。

岩出市の雇用の取り組みにつきましては、本市の平成28年9月20日に和歌山労働局、和歌山公共職業安定所、紀の川市との間で取り交わしたワークプラザ紀ノ川を活用した雇用施策の充実強化について、共同宣言に基づき、紀の川流域における求職者の就職支援と地域企業の人材育成確保支援としてのハローワークからの情報提供や情報共有、合同企業面接会等開催などを実施しております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、質問させていただきます。水道法の改正、私は改悪だと見ておるんですが、昨年12月6日に第197回臨時国会の衆議院本会議において、与党の賛成多数で改正労働法が成立をしております。公共施設の運営権を民間企業に一定期間売却するコンセッション方式の導入を自治体の水道事業でも促進するというものであります。

その中身については、昨年、2018年の3月議会においても大枠質問した内容であります。特に今回、こうした状況の中で老朽施設の取りかえや耐震化の費用が膨らみ、自治体の事業経営を圧迫しているということで、人口減少で水道使用料も減り続け、採算がとれる料金収入を確保できない地域も急速にふえてきております。

そうした中で政府が打ち出したのは、この官民連携であります。この公共施設の資産を保有したまま民間に委嘱するという指標については、既に関西空港や大阪空港、仙台空港、浜松市の下水道事業など、この方式で運営をされてきております。この方式は水道事業にも持ち込まれ、実質的な民営化へ門戸を広げることになるのであります。

しかしながら、海外では、これらの民営化した都市では料金の高騰や水質の悪化が相次ぎ、オランダの民間団体の調査では、2000年から2016年の間に、少なくとも世界33カ国の267都市で水道事業が再び公営化にされてきております。一度民営化した部分が再びこれではだめだということで公営化をされてきておるといのが現状であります。

これらの動きに対して、私は警鐘を鳴らしてきておりますが、今回のこの事業に対して、岩出市はこれらの問題も含めながら、どのようにしていくのかということで、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

2018年の3月22日の答弁では、現在のところ水道施設の運営権を民間事業者に設定する考えはございません。また、今後の動向を注視して情報収集をしていきたいというようなことも述べられており、一概に否定をされてないのかなというふうに思うんですが、まず1点は、水道の基盤整備についてどうしていくのか。

改正水道法には、第一に、水道の基盤整備について求められております。

2番目には、広域連携の推進及び協議会の設置をどうするのか。

それから、それらの資産管理の推進等、官民連携の推進等々がうたわれており、早晚、岩出市においても、国のほうからこの水道法改正に従って、自治体にこの方式でやるべきだということが起きてくるということは私は考えております。この政令の中では、地方自治体が主体的に判断をして結論を出せばいいということなんです。議会の承認も必要ということもありますので、すぐそういう動きにはならないと思うんですが、岩出市は現在どういう段階に来ているのか、この問題について、過去の答弁等も含めて、質問に対する答弁をいただきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員、5番目、水道法の改悪についての3点目、岩出市の方針はどうかのご質問にお答えをいたします。

水道法の一部改正につきましては、水道事業の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、広域連携及び官民連携が推進されるものであります。本市におきましては、水需要の減少により給水収益が減少しておりますが、開発による加入分担金等の収入があるため、辛うじて経営の健全性が保たれている状況であります。

しかしながら、施設の老朽化が進んでいく中、アセットマネジメント計画に基づく施設の改築・更新や耐震化を図っていく上で、徴収強化による自主財源の確保や

効率的な施設の運転による維持管理コストの削減に努めておりますが、今後、現状のような加入分担金等の収入が見込まれなくなると、水道料金の値上げによる資金確保の検討も必要と考えております。

なお、過去の答弁のとおり、民間企業の参入につきましては、辛うじて経営の健全性が保たれていることから、現時点におきましては考えておりません。

なお、1点目、2点目のご質問につきましては担当局長から答弁させます。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 5番目の1点目、水道の基盤整備についてのご質問にお答えいたします。

本市では、持続・安全・強靱を柱とした岩出市水道事業ビジョンを策定し、岩出市アセットマネジメント計画により計画的な改築・更新を図り、健全で安定的な事業運営の継続、安全な水道水の供給、災害対応力の維持向上に努めております。

次に2点目、広域連携の推進及び協議会の設置についてのご質問にお答えいたします。

協議会の設置につきましては、県が水道事業者等の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として広域的連携等推進協議会を設置することとされていますが、現在は設置されておられません。

なお、非常時に備え、和歌山市、紀の川市と配水連絡管の接続を行い、当市としましては連携を図ってございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これらの水道法の改正については、福井県議会においては慎重審議を求める意見書、それから新潟県議会においては、この水道法改正案に反対する意見書が採択されております。

また、神戸市の市長あるいは青森市の小野寺市長、それから秋田市の穂積市長等は、これらの部分については、この水道法改正については反対だということでも明確に方針を立てて、広域化による水道事業、これらの民間委託についてはしないということも明確にうたっております。

今、市長の答弁では、現時点では、この水道法改正については考えていないという含みであります。話の含みは将来はわかりませんよと。この岩出市の水道事業についても民間に委嘱する、委託するということもあり得るということを考えているのかどうか、これらについては、今明確に答弁がないのでよくわからないんです

が、将来にわたってはそういうことも起こり得るということをおっしゃられたのか、そこから辺について明確にご答弁をいただきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再質問にお答えをいたします。

先ほどお答えをしたとおり、現時点ではその意思はございません。将来は将来であります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そこで懸念するのは、将来そういうことが起こり得るということを考えますと、水道事業で働いておられる市の職員がどうなるのかと。働く職場がなくなるということも起こり得るわけでありますから、事は重大であります。責任ある市行政として、この水道法の改正については、私は明確に将来にわたっても維持していくんだと強い姿勢を持っていただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思うんですが、これについて市長のお考えを再度重ねてですが、お聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げたとおりでございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、6番目の質問をさせていただきます。

これは平成30年度、2018年の9月議会で、私はこの問題について取り上げて、その後、2回にわたって雇用者の問題について質問をしましてまいりました。その中で雇用者促進法に基づく、充足していくべき地方自治体の役割というのは責任が重いと考えております。

そんな中で、現時点で市の障害者雇用数及び雇用率は充足しているのかどうか。

それから、法令遵守、コンプライアンスの立場から考えていきますと、この問題について、岩出市は現在どのように考えているのか、質問をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

市の現在の雇用者数は3名であり、雇用率は充足しておりません。

法令遵守並びに今後の方針についてですが、地方公共団体の責務として、率先して障害者を雇用するよう努めなければならないところであり、障害者雇用率を早期に達成するよう努めてまいります。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 教育委員会ですが、これも国・県・地方公共団体と同じ40人以上の機関であれば2.5%の障害者雇用率の対象となりますが、現在のところ、40人に至っていないのが現状でございます。

○田畑議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 現在、何名なんですか、それについて。数字を明らかにせんからわからん。3名雇用せなあかんののに、現在、何名しか雇用してないの。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質問にお答えいたします。

先ほど、市の現在の雇用者は3名でありということでお答えをしております。不足数は1名というふうになります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、総務部長、あなたの12月の議会で、早期に達成するために年度途中からでも採用したいという答弁をされているんですね。私はこの問題について、今回を含めて3回目であります。なぜ、現時点でも不足しているのか、不足実態を法違反をしているのかということであります。

今までの答弁では、作業の内容とか、そういうものについても検討したいということと言われておりましたが、どういうスケジュールで今日まで雇用の呼びかけをしているのか、その経過について具体的にご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

現時点では、障害者雇用率を充足できていないということは深く認識しているところであり、できるだけ早期の障害者雇用率の充足に向けて取り組んでまいります。

なお、昨年12月議会でもお答えをいたしました。今年度中に採用試験を実施

する予定としております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 スケジュールはそういうことでよくわかるんですけども、具体的に行動しないと私は納得できません。そこで、どういう作業を割り振りするのか、これも検討するということをおっしゃっております。昨年の9月から見ますと、もう既に7月に入っているわけですから、10カ月が経過をしておられるわけでありまして。1年以内ということであるなら、ことしの9月までには充足していくという取り組みがなさればなりません、そこら辺について認識が甘いのではないかと思うんですけども、再度ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

障害者の方の雇用率の充足ができていないということは、先ほども答弁いたしました、深く認識しているところでありますので、これも再度のお答えになりますが、今年度中に採用試験は実施する予定としてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、固定資産税に特化をして質問をさせていただきたいと思っております。固定資産税の徴収諸課題について質問をします。

市税に占めるこの税は、土地・家屋、償却資産等の総合計は、歳入では最も重要な財源の1つであります。また、未納金についても、不納欠損金が毎年500万円から計上されており、滞納繰越金も同様にあるのが現状であります。民間であればとくに倒産をするというような内容であろうと私は思っております。

それぞれの固定資産税が欠損金になったり未納金になったり、さまざまな要因があると思うんですが、まず空き家なのか、また相続人がいないのか、それから法定相続人を調査をしているのか。今後ますます増加するという状況もあります。最近の統計では、600万軒にわたる空き家が発生しているとも最近の情報が流れております。過去の発表では、全国では、九州に匹敵するぐらいの土地が相続人が不明のままになっていると言われております。

これらの問題については地道な調査が必要であり、今からでも遅くはないと思う

んですが、そこでお聞きしたいのは、岩出市がこれらの固定資産税徴収に当たって、所有者不明の実態というのはいくつあるのかについて、お聞きをしたいと思います。

2番目は、どういう理由で未納となっているのか。未納額は幾らなのかであります。

それから3番目に、今後の岩出市がすべき対策と方針を質問したいと思います。ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の7番目の質問にお答えします。

1点目の所有者不明の実態はどうかについてですが、平成30年度における所有者不明件数は20件であり、その内訳は、破産などによる閉鎖法人が2件、相続放棄や調査しても相続人が不明の個人が18件となっています。

2点目の未納額は幾らかについてですが、平成30年度で55万9,700円です。

3点目の今後の対応及び方針についてですが、現在、税務課では相続登記に関する広報や市ウェブサイトへの掲載を行うとともに、固定資産の所有者が亡くなった場合は、その法定相続人の方に対し、相続登記及び相続人代表者届の提出を依頼しております。今後も早期に相続人調査に着手するとともに、徹底した調査等により所有者不明物件の解消に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきましたけども、相続人不明の実態については20件だということでもあります。これらの不明相続人の調査については、非常に煩雑であり、相続登記がされていない場合は、遡って調べていかなければならないという実態でもあろうかと思うんです。

これらの問題について、今まで、昨年度でもいいんですが、何件調査をされたのか、このまま放置をするのか、それについてお聞きをしたいと思います。

2番目に、相続放棄の問題で、相続放棄をした場合に、法定相続人、相続人を裁判所が認定をして、その人に委嘱をするというような形で処分が行われるんですが、そういう相続放棄の物件について、そういう行動を起こしているのか、起こしてきたのか、これについてお答えをください。

それから、法定相続人の調査についてであります。岩出市、地方自治体はその権限があるんで、相続人を探し出して、それらの人の関係する人に調査をするとい

う行動をすることが容易であろうと思うんですが、これらについて行動をしているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和弘一議員の再質問にお答えいたします。

まず、件数につきましては、平成30年度は20件ということで、そのうちの相続放棄に関する部分では18件ということでございます。過去というのはそれぞれの年度でやってきているとは思いますが、30年度においてはそういった形になります。

それと所有者が不明となりますので、どこまで調査しているかということにつきましてですが、現在は被相続人の子や父母、兄弟、姉妹だけでなく、代襲相続人である孫やおい、めいまで調査しておりますが、過去においては代襲相続人等まで調査し切れていない部分もございます。これらについては、今年度の組織目標として取り組んでいくことにしてございます。

それともう1点、調査により相続人が見つからない場合、最終、相続財産管理人を立てるということですが、そこまで至っている案件は、現在のところございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 相続放棄をされた案件が18件あるということですが、その物件については、土地、それか家屋なのか、償却資産なのかということなんですが、その後の処理、それはどのようにしているのか。相続放棄をしますと裁判所で相続放棄陳述書というものがあるんですが、それを岩出市では受け取って、その上でその不動産については処分なり公売なり、そういう手続が発生するんですが、そういう行動もしているということで理解していいのか、お聞きをしたいと思います。

それから、代襲相続人における状況の中で、代襲相続人の配偶者には権利がないということについてはご存じやと思うんですが、代襲相続人の配偶者のおい・めいまで、代襲相続人の配偶者には権利がないということで、その部分についても調査をされておられると思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず所有者が不明の場合の調査については、戸籍等による相続人の調査を行い、相続の放棄の有無を確認し、相続人なしとなれば、権利者は利害関係人として相続財産管理人の選任というのを家庭裁判所のほうに申し立てて、財産の処分を行うと、こういう手続を踏むことになっておりますので、市といたしましては、現在の案件につきましても、この手続を踏んで進めているところでございます。

それと、代襲相続人ということですが、代襲相続とは、被相続人の死亡以前に被相続人の子や兄弟、姉妹が死亡等により相続権を失った場合において発生する相続であり、簡単に言えば、既に死亡してしまった人のかわりに、その子、孫またはおい、めいが相続人になるということでございます。代襲相続人についても調査を当然してやっているところでございます。

○尾和議員 議長ね、相続放棄の陳述書18件については、岩出市は持っているのかどうか、受け取っているのかどうか聞きたいんです。答弁ないんです。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

最後の件につきましては、家庭裁判所等から資料を取り寄せてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和元年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時45分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和元年7月2日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員